

北区バリアフリー基本構想
【地区別構想 王子地区】
(案)

平成 30 年 12 月
東京都 北区

目次

第1章 地区別構想の策定にあたって	1
1. 地区別構想策定の趣旨	1
2. 全体構想の概要	1
3. 地区別構想策定の進め方	2
第2章 地区別構想の基本方針	5
1. 地区別構想の位置づけ	5
2. 地区別構想で定める事項	6
3. 基本構想の基本理念と基本方針	7
第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定	8
1. 重点整備地区の区域の設定	8
2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	9
第4章 王子地区の現状と課題	14
1. まちあるき点検の実施	14
2. 王子地区の課題のまとめ	17
第5章 移動等円滑化に関する事項	19
1. 移動等円滑化に関する主な基準等	19
2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方	21
第6章 王子地区における特定事業等	37
1. 公共交通特定事業	38
2. 道路特定事業	46
3. 建築物・路外駐車場特定事業	53
4. 都市公園特定事業	114
5. 交通安全特定事業	126
6. その他の事業	127
第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進	131
1. 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握	131
2. 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討	137
3. 事業者への障害理解の実践	138
4. 区民への障害理解の実践	139
第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ	140
1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理	140
2. 基本構想のスパイラルアップ	140
3. 事業実施時における利用者参加の推進（事業のスパイラルアップ）	141
4. 施設設置管理者等への働きかけ	142
5. 利用者への情報提供	142
参考資料	143
1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿	143
2. 検討経緯（平成30年度）	147
3. バリアフリー法の概要	148
4. バリアフリー法の改正概要	149
5. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要	150
6. 用語集	151

- 「高齢者、障害者等」はバリアフリー法*の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBT*など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。
- 本文中、「*（アスタリスク）」を付けている用語について、解説を巻末の用語集に示した。（初出の用語にのみマークを付記）

第 1 章 地区別構想の策定にあたって

1. 地区別構想策定の趣旨

本格的な超高齢社会*を迎える中、「ノーマライゼーション*」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっている。

北区では、平成 14 年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成 22 年度までを整備目標にバリアフリー*整備に取り組んできたが、平成 18 年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会情勢の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成 27 年度に「北区バリアフリー基本構想*【全体構想】（以下「全体構想」）」を策定した。

この全体構想に基づき、平成 28 年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】」を策定し、平成 29 年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】」を策定した。引き続き、王子地区における「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】（以下「地区別構想」）」を策定し、個別の重点整備地区*における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進していくものである。

2. 全体構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法*における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約*並びに障害者差別解消法*における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン*化推進などの社会情勢を踏まえ、平成 27 年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定した。

全体構想では、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」）策定の基本方針を設定し、おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標年次としている。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業*等の設定に向けた留意事項を整理した。

さらに、こころと情報のバリアフリーを推進するため、各主体による活動の推進に向けた取組について示し、最後に、特定事業計画*の作成や協議会の継続、進捗状況の確認、中間評価の実施などによる基本構想のスパイラルアップ*について定めている。

3. 地区別構想策定の進め方

(1) 基本構想の推進に向けて

全体構想で整理した各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、地区別構想の策定及び特定事業計画の作成は、下記のスケジュールで進めている。

表 1-1 基本構想推進スケジュール

年度	作成内容	
平成 27 年度	全体構想	
平成 28 年度	地区別構想①【赤羽地区】	並行してこころのバリアフリー*の取組や、事業実施にあわせた利用者参加などを実施
平成 29 年度	地区別構想②【滝野川地区】	
平成 30 年度	地区別構想③【王子地区】	
平成 31 年度		特定事業計画③【王子地区】
平成 32 年度	中間評価	

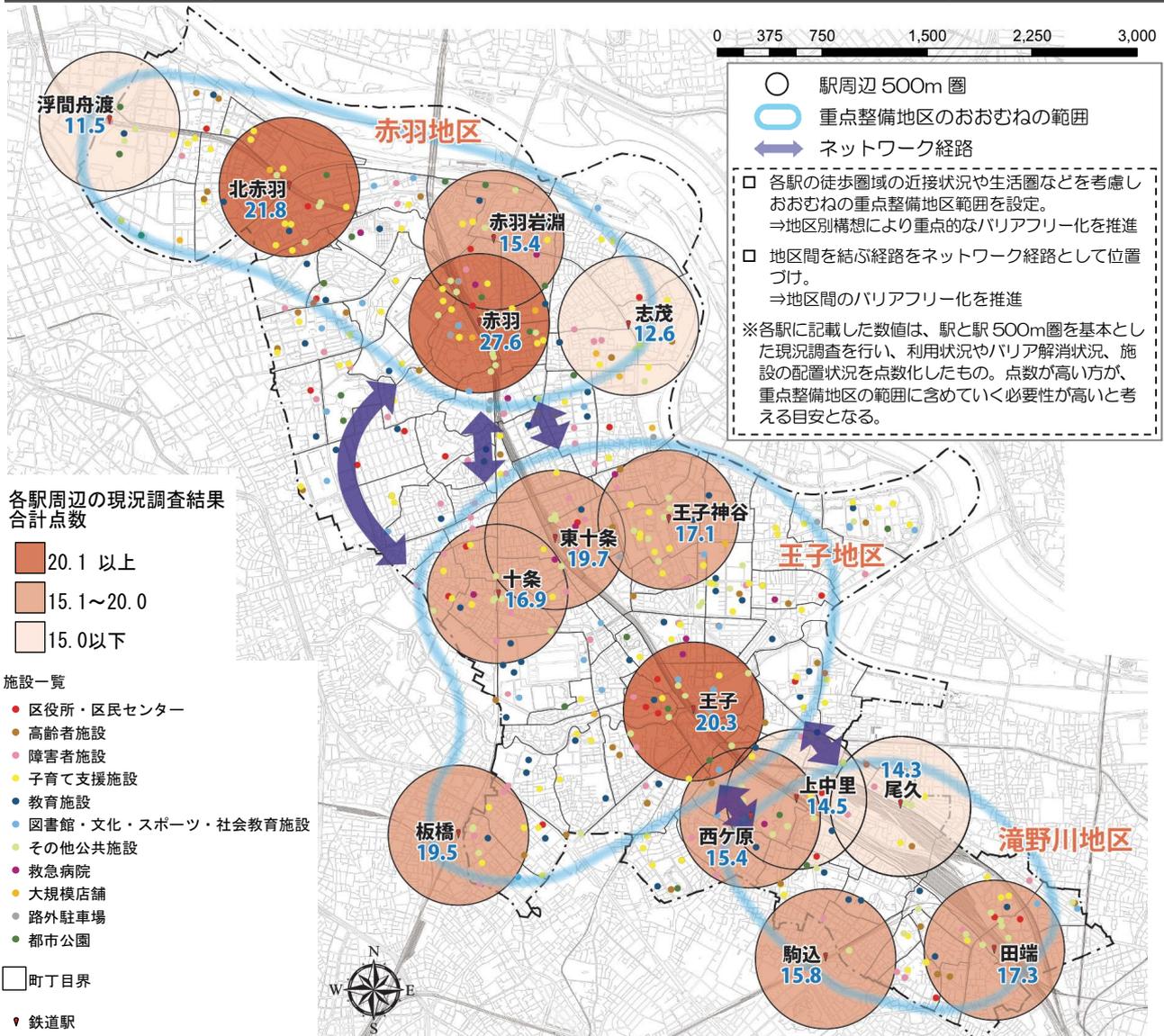


図 1-1 各駅周辺の現況調査結果及び全体構想で定めたおおむねの重点整備地区範囲

※ 地区別構想において、最終的に区域全体を重点整備地区に設定した。

(2) 推進体制

地区別構想（赤羽地区・滝野川地区）策定に引き続き、北区バリアフリー基本構想策定協議会及び同区民部会、事業者部会により地区別構想の検討を行った。

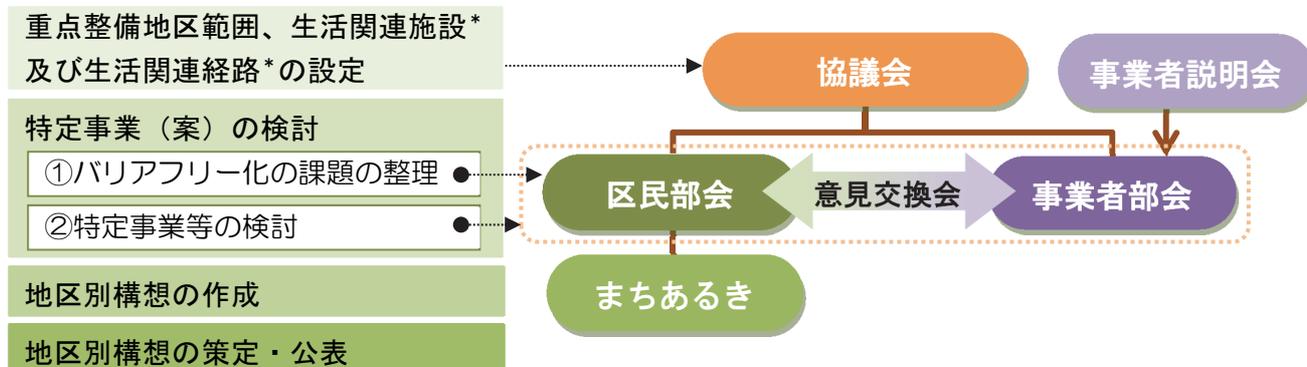


図 1-2 地区別構想策定における推進体制

(3) 検討組織や区民参加による活動等の目的と構成

地区別構想の検討にあたり、各組織や区民参加による活動の目的と構成は以下のとおりである。

<p>協議会 (4回)</p>	<p>北区バリアフリー基本構想【地区別構想】を検討し、内容について承認を行う。</p>	<p>学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設設置管理者*・行政関係者等</p>
<p>区民部会 (3回)</p>	<p>区民や利用者の目線から地域の課題などを検討し、協議会や事業者部会に提示する。また、こころのバリアフリーの推進に向けた取組について検討・実践する。</p>	<p>学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・視察施設の管理者（まちあるきのみ現地協力）</p>
<p>事業者部会 (2回)</p>	<p>全体構想や、区民部会からの提示内容を踏まえ、区民意見への対応方針や特定事業を検討する。</p>	<p>生活関連施設及び生活関連経路の管理者等の施設設置管理者等</p>

図 1-3 地区別構想策定における検討組織の目的と構成

(4) 地区別構想【王子地区】策定フロー

王子地区の地区別構想は、下記のフローにしたがって検討を行った。

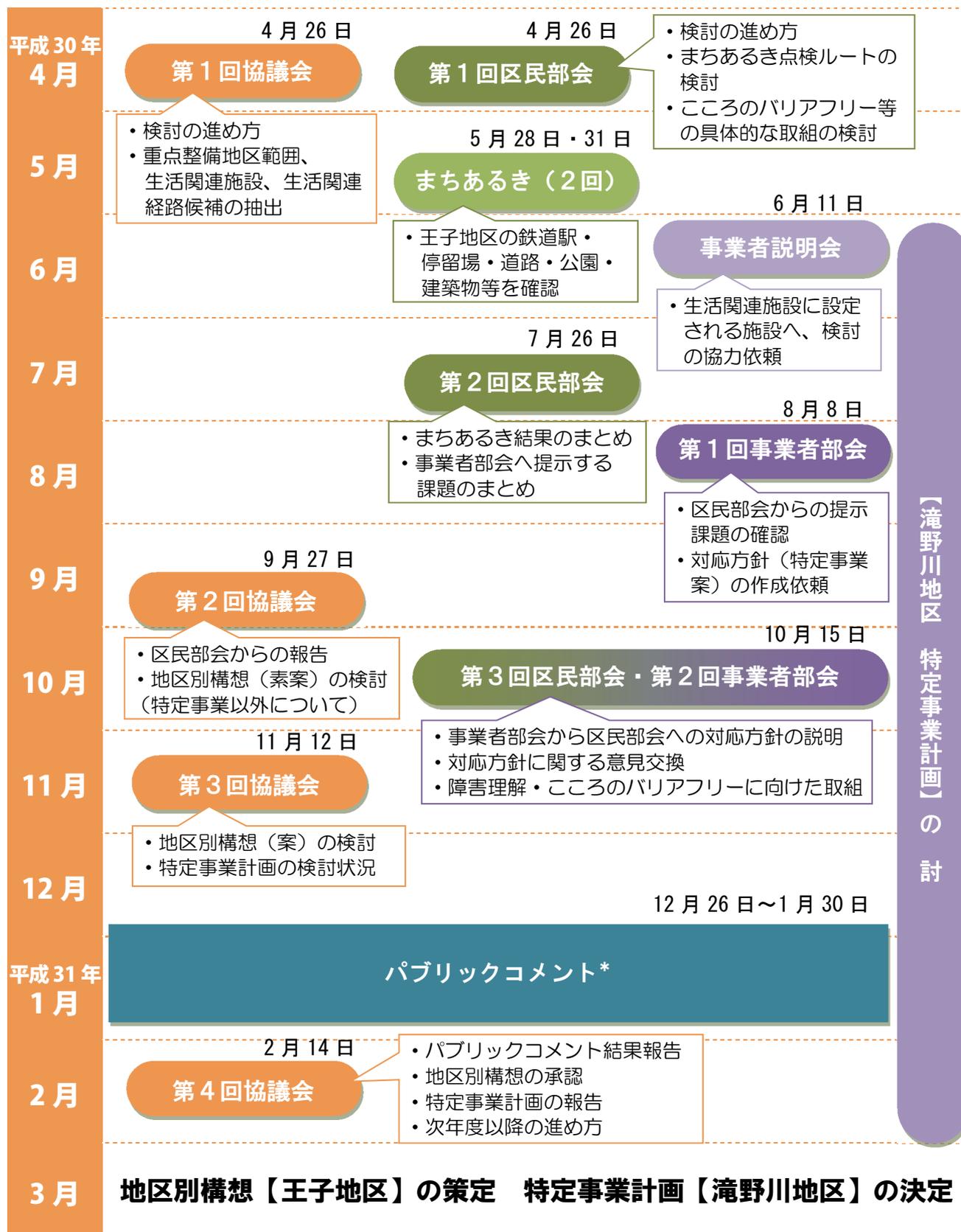


図 1-4 地区別構想【王子地区】及び特定事業計画【滝野川地区】策定フロー(平成30年度)

第2章 地区別構想の基本方針

1. 地区別構想の位置づけ

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想として、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針*に基づくとともに、北区が定める「北区基本構想」・「北区基本計画 2015」、「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北区都市計画マスタープラン 2010」、「北区地域保健福祉計画」などの各関連計画と整合を図りながら、「全体構想」で定めたバリアフリー推進に関する考え方を受けて策定する。

なお、平成 30 年 11 月に改正バリアフリー法*が一部施行されたが、本基本構想は、改正法の趣旨にも合致しているものである。

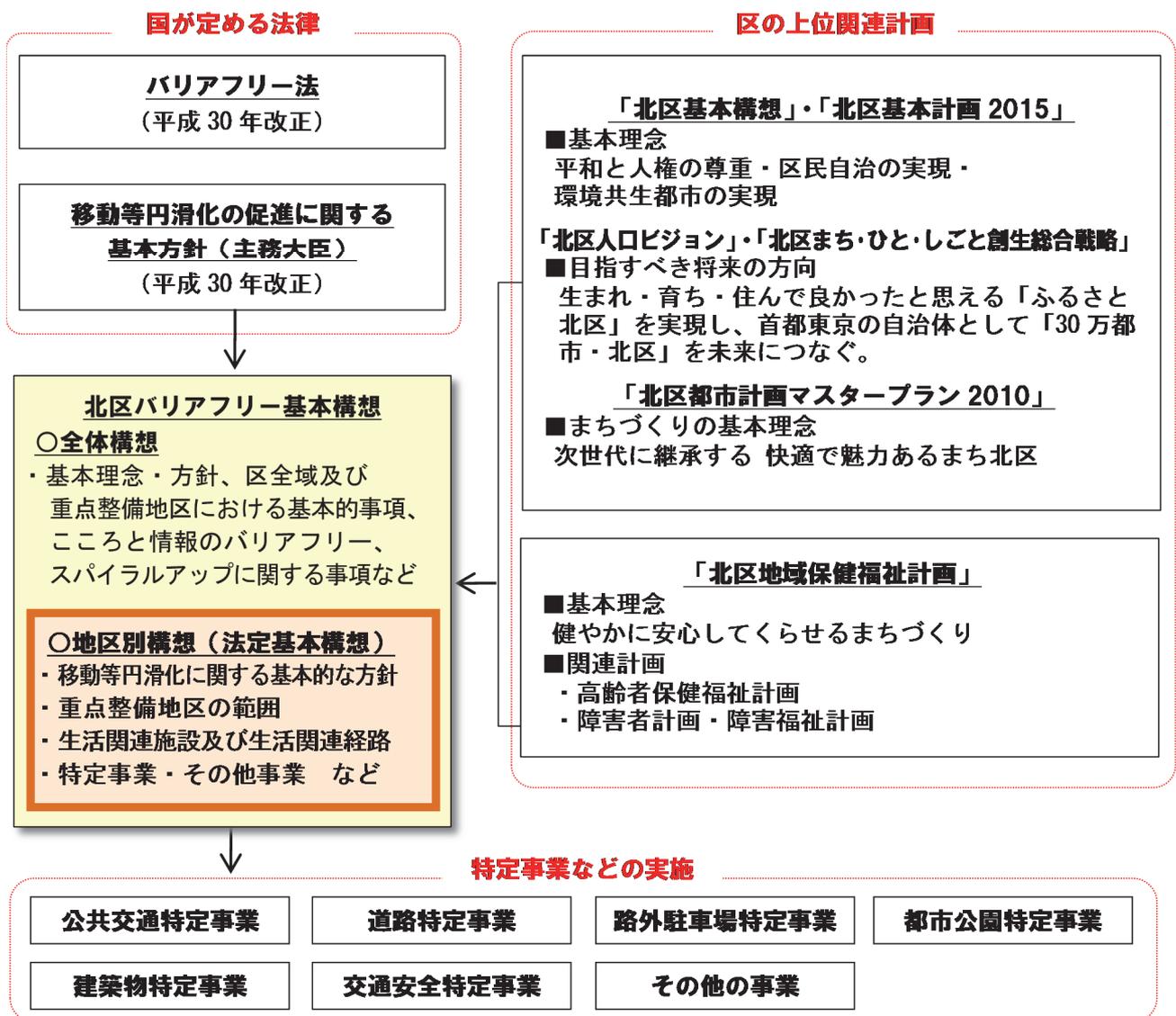


図 2-1 地区別構想の位置づけ

表 2-1 バリアフリー法の主な改正内容との基本構想での対応

バリアフリー法の主な改正項目	北区バリアフリー基本構想での対応
①理念規定の設定（共生社会の実現・社会的障壁の除去）及び「心のバリアフリー」として高齢者・障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）を明記	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体構想で掲げた基本理念や地区別構想（赤羽地区）で掲げた「障害の社会モデル」の考え方に基づき、人的対応・こころのバリアフリーの推進として、区民部会を中心に障害理解の実践の取組を実施 ● 全体構想のこころと情報のバリアフリーの推進の項において、協議会・行政機関・施設設置管理者・利用者それぞれによる取組推進の考え方を明示
②公共交通事業者等によるハード・ソフト的な取組の推進 ⇒事業者による計画作成・報告・公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者がハード・ソフト両面での特定事業を設定 ● 各地区で特定事業計画を作成し、取組状況を公表
③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 ⇒市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体構想を策定し、基本方針及び重点的に取り組む地区を設定（区全体を重点整備地区に設定） ● 基本構想（具体事業調整）⇒地区別構想で事業を実施する地区及び事業内容を設定
④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実 ⇒建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化 ⇒障害者等の参画のもと、施策内容の評価を行う会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区別構想において共通の配慮事項として案内・情報のバリアフリーに関する内容を記載し、各事業者による取組や情報提供を推進 ● 基本構想の推進とスパイラルアップとして、協議会を活用し進行管理及び評価を行う旨を記載

※ 改正バリアフリー法の概要については、参考資料4を参照

2. 地区別構想で定める事項

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想であり、下記の事項を定めることとする。

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化*に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- (5) その他の必要な事項

3. 基本構想の基本理念と基本方針

全体構想では、基本構想の基本理念を以下のとおり定めている。

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会*を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定の場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

これを踏まえ、基本構想の基本方針として、以下の7項目を設定している。

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね10年後（平成37年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

(5)の重点整備地区（地区別構想）に関する方針では、地区の課題を抽出し、実現性の高い具体的な特定事業を設定すること、施設設置管理者等が主体的かつ連携して事業を設定できるような検討の枠組みを設けることを定めており、これに基づいて地区別構想を策定する。

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の区域の設定

全体構想において、重点整備地区設定の考え方として、下記の考え方を示している。

- (1) 王子駅、王子神谷駅、東十条駅、十条駅の4つの鉄道駅を含む範囲を王子地区とする（すべての駅周辺を重点整備地区の対象とする）。
- (2) 重点整備地区は、駅からの徒歩圏内（駅を中心としておおむね500mから1km以内の範囲）を基本とし、400ha未満の区域とする。
- (3) 重点整備地区の範囲が隣接区に接する場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進していく。
- (4) 重点整備地区の境界は、できる限り北区の区域内の町丁目境、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって、明確に表示して定める。
- (5) 重点整備地区は、各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定する。
- (6) 生活関連施設及び経路は、地区別構想において利用状況などを踏まえて設定する。

これまでの重点整備地区の検討では、赤羽地区を北区内の環状7号線以北全域、滝野川地区を北区都市計画マスタープランで設定されている滝野川西地区及び滝野川東地区に設定している。これを踏まえ、区内全域が重点整備地区となることを想定し、北区内の環状7号線以南から石神井川を含む滝野川地区の境界までの範囲を王子地区における重点整備地区に設定した。

さらに、鉄道駅の分布状況や地区の特性を踏まえて王子地区を3つの地区に分割し、生活関連施設及び生活関連経路を設定した。

王子地区における重点整備地区の位置及び区域を図3-1に示す。

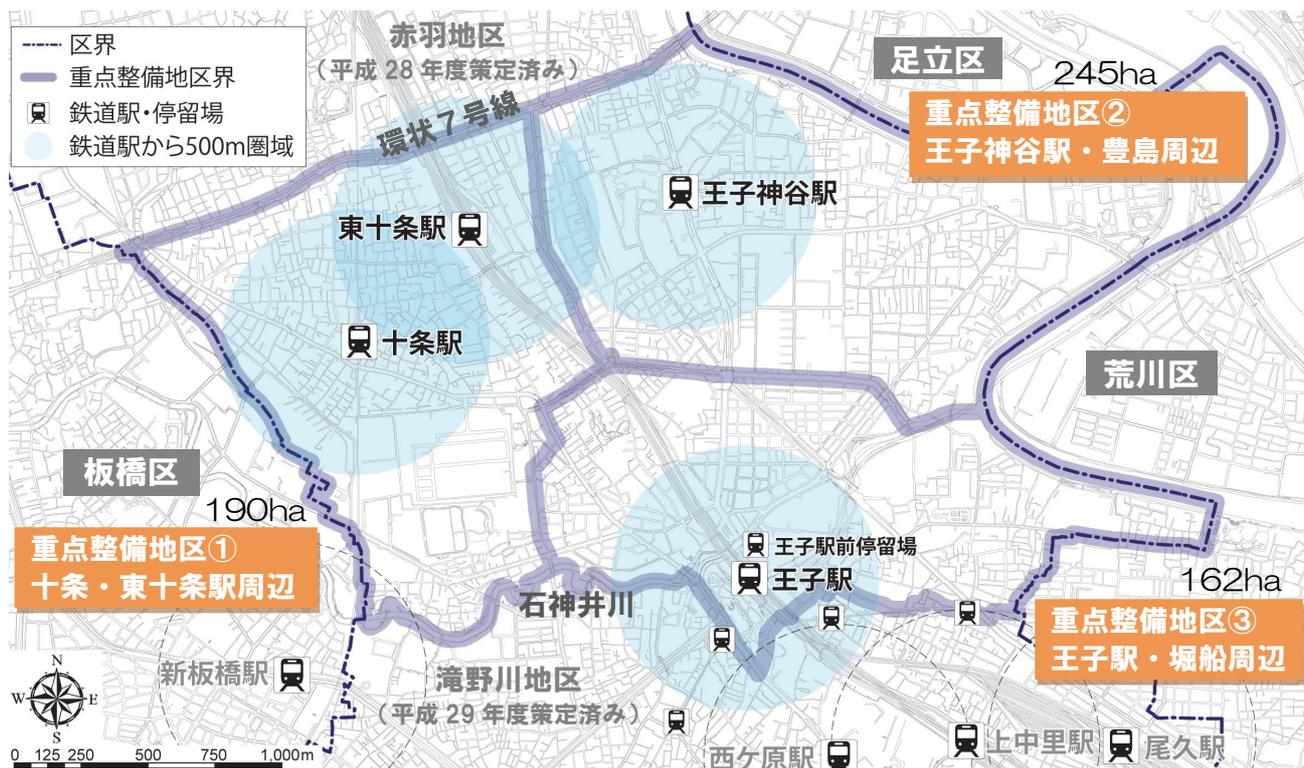


図 3-1 王子地区における重点整備地区

2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されている。

法の趣旨及び協議会や区民等の意見、過年度までの検討状況、地区の特性を踏まえ、鉄道駅・停留場をはじめ、日常生活または社会生活において利用する公共施設（高齢者、障害者、子育て支援施設等を含む）、医療施設、金融機関等、商業施設、宿泊施設、路外駐車場*、都市公園等 531 施設を生活関連施設に設定した。

設定した生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる 110 施設を【主要な生活関連施設】とした。主要な生活関連施設の各施設設置管理者は、各施設の課題を踏まえて取組の内容を協議したうえで、実現性の高い具体的な項目について特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していく。

生活関連施設設定の考え方及び王子地区における施設数を表 3-1、3-2 に示す。

表 3-1 生活関連施設設定の考え方

	生活関連施設	主要な生活関連施設
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設
推進方法	法や条例等に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

表 3-2 生活関連施設の分類及び施設数

分類	生活関連施設	主要な生活関連施設	王子地区施設数
鉄道駅	鉄道駅・停留場	同左	6 (6)
区役所・区民センター	区役所、区民事務所、分室、地域振興室、区民センター、会館、ふれあい館	同左	11 (11)
高齢者施設	高齢者あんしんセンター、高齢者在宅サービスセンター、老人いこいの家、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイホーム、シルバー人材センター	高齢者あんしんセンター、左記の福祉避難所指定施設	6 (5)
障害者施設	障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター、授産場、グループホーム、福祉園、福祉作業所、デイサービス	障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター 左記の福祉避難所指定施設	8 (3)
子育て支援施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館、幼稚園、保育園、児童館、児童室、子どもセンター、学童クラブ、育成室、児童養護施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館	38 (2)
教育施設	特別支援学校、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校	同左	23 (23)
文化・スポーツ・社会教育施設	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館、資料館、展示室	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館	6 (6)
その他公共施設等	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、年金事務所、児童・教育相談所、エコー広場館、ハローワーク、職業能力開発センター、防災センター、避難所（教育施設以外）、セレモニーホール、交番・地域安全センター、銭湯、駐輪場、公衆トイレ	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、避難所（教育施設以外）	41 (6)
医療施設	病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局	病院、病床数 10 床以上の診療所	251 (7)
金融機関等	郵便局、銀行、コンビニエンスストア	郵便局（ゆうゆう窓口）、銀行（支店）	87 (13)
商業施設	店舗面積が 500 m ² 以上の小売店舗	店舗面積が 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗	14 (8)
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル・旅館	同左	2 (2)
路外駐車場	駐車用の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場	同左	3 (3)
都市公園等	都市公園・緑地、いっとき集合場所	1ha 以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所	35 (15)
その他	旧交通バリアフリー基本構想における目的施設（特定経路・準特定経路が接している主要施設）	同左	施設数は上記の分類に含まれる

※青字で記載した施設は王子地区にはない施設

() 内は主要な生活関連施設数

民間の生活関連施設のうち病床数 10 床未満の診療所、歯科診療所、調剤薬局、小規模な金融機関、コンビニエンスストアについては特定事業を検討する対象施設としていないが、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の生活に密着した施設であることから、出入口等のバリアフリー化など可能な取組を講じていただけるよう働きかけるとともに、人的対応・こころのバリアフリーや情報のバリアフリーの推進について啓発に努めていく。

(2) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」とバリアフリー法で定義されている。鉄道駅・停留場から生活関連施設までの経路並びに生活関連施設相互を結ぶ経路を生活関連経路として設定する。また、地区の連続性や隣接区からの移動を考慮し、歩行者ネットワークを形成する主要な動線も必要に応じ生活関連経路に設定し、バリアフリー化を推進していく。

特に、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路は【主要な生活関連経路】として、積極的に特定事業に位置づけ、鉄道駅等を中心とした連続的な歩行空間のバリアフリー化を推進する。

表 3-3 生活関連経路設定の考え方

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める(全生活関連経路が努力義務の対象)とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

(3) 生活関連施設及び生活関連経路の設定

生活関連施設及び生活関連経路の考え方に基づき、王子地区の生活関連施設及び生活関連経路、主要な生活関連施設を設定した。その内容を次に示す。

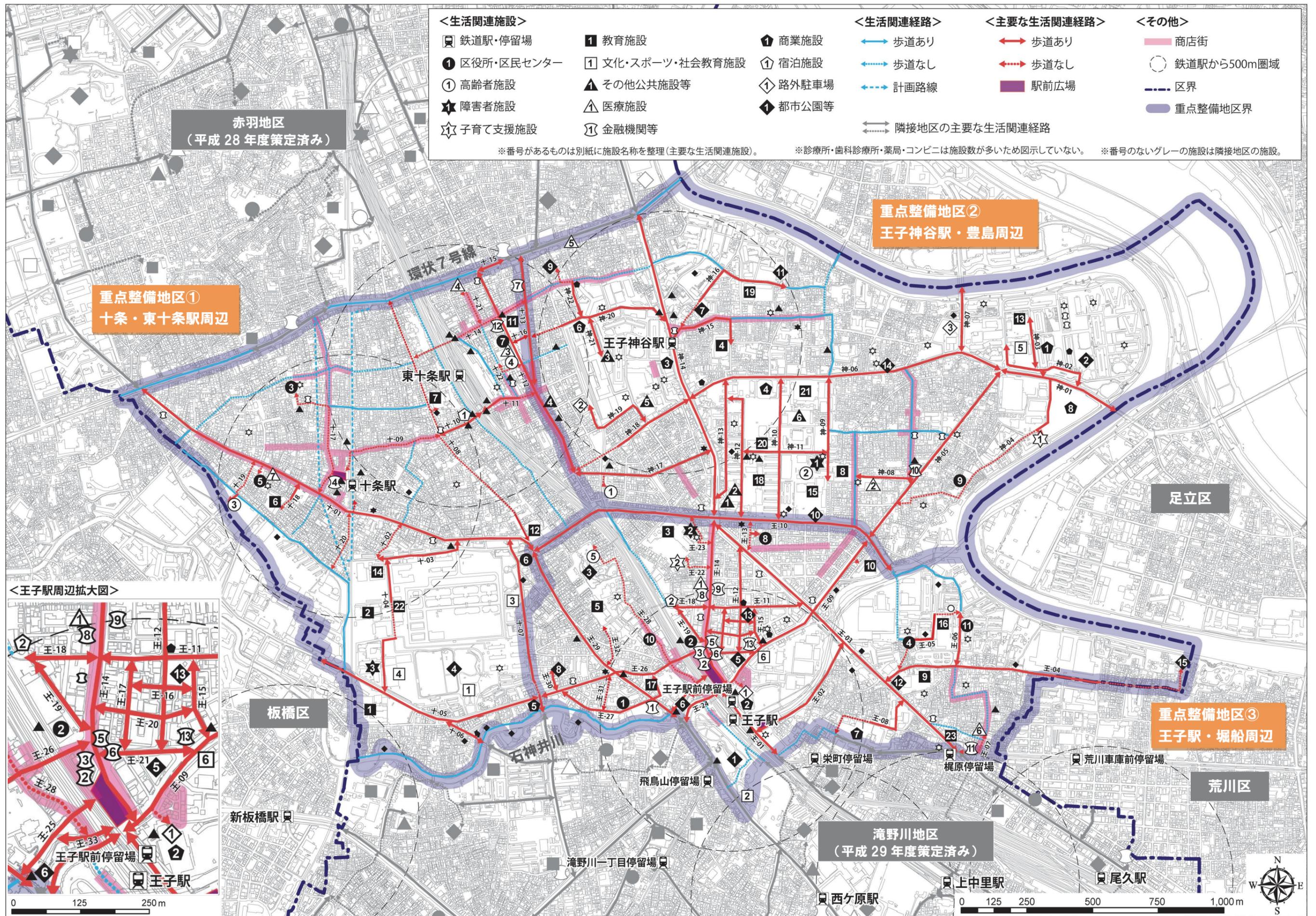


図 3-2 王子地区における生活関連施設・生活関連経路

【王子地区】主要な生活関連施設一覧

鉄道駅・停留場		
	+	JR 東十条駅
	+	JR 十条駅
	王	JR 王子駅
	王	東京メトロ王子駅
	神	東京メトロ王子神谷駅
	王	都電王子駅前停留場
区役所・区民センター		
①	王	北区役所 第一庁舎（王子高齢者あんしんセンター）・第二庁舎（王子区民事務所）・第三庁舎・第五庁舎・別館
②	王	北とぴあ・消費生活センター
③	+	十条地域振興室
④	王	堀船地域振興室
⑤	+	上十条区民センター・上十条ふれあい館・上十条図書館
⑥	+	十条台区民センター・十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター
⑦	+	東十条区民センター・東十条ふれあい館・東十条地域振興室・東十条保育園・東十条図書館
⑧	王	王子区民センター・王子ふれあい館・王子地域振興室・中央図書館分室
⑨	神	豊島区民センター・豊島図書館・豊島ふれあい館・豊島地域振興室
⑩	王	岸町ふれあい館・社会福祉協議会
⑪	王	堀船ふれあい館
高齢者施設		
①	神	王子光照苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム王子光照苑
②	神	豊島高齢者あんしんセンター
③	+	十条高齢者あんしんセンター・旧富士見中学校
④	+	東十条・神谷高齢者あんしんセンター
⑤	王	名主の滝老人いこいの家
障害者施設		
①	神	あすなろ福祉園
②	王	王子福祉作業所・王子授産場
③	+	都立北療育医療センター
子育て支援施設		
☆	神	子ども発達支援センターさくらんぼ園
☆	王	子ども家庭支援センター育ち愛ほっと館

教育施設		
①	+	都立北特別支援学校
②	+	都立王子特別支援学校
③	王	王子小学校・王子桜中学校
④	神	王子第一小学校
⑤	王	王子第二小学校
⑥	+	王子第五小学校
⑦	+	荒川小学校
⑧	神	豊川小学校
⑨	王	堀船小学校
⑩	王	柳田小学校
⑪	+	東十条小学校
⑫	+	十条台小学校・十条台小学校温水プール
⑬	神	としま若葉小学校
⑭	+	十条富士見中学校
⑮	神	明桜中学校
⑯	王	堀船中学校
⑰	王	順天中学校・順天高等学校
⑱	神	駿台学園中学校・駿台学園高等学校
⑲	神	東京成徳大学中学・高等学校（中高一貫部）
⑳	神	飛鳥高等学校
㉑	神	東京成徳大学高等学校
㉒	+	東京成徳大学・東京成徳短期大学
㉓	王	東京福祉大学（王子キャンパス）
文化・スポーツ・社会教育施設		
①	+	中央公園文化センター
②	王	飛鳥山博物館・紙の博物館・渋沢史料館
③	+	中央図書館
④	+	東京都障害者総合スポーツセンター
⑤	神	豊島北コミュニティアリーナ・豊島北スポーツ多目的広場・ココキタ・たいよう事業所・旧豊島北中学校
⑥	王	お札と切手の博物館
その他公共施設等		
①	神	王子警察署
②	神	王子税務署
③	神	健康増進センター
④	神	王子健康支援センター・北区保健所
⑤	神	旧桜田小学校
⑥	神	旧清至中学校

医療施設		
①	王	王子病院
②	神	王子生協病院
③	+	中央総合病院
④	+	八木病院
⑤	神	神谷病院
⑥	王	梶原診療所
⑦	+	永振クリニックメディカルセンター
金融機関等		
①	王	王子本町郵便局
②	王	三菱UFJ銀行王子支店
③	王	みずほ銀行王子支店
④	+	みずほ銀行十条支店
⑤	王	三井住友銀行王子支店
⑥	王	りそな銀行王子支店
⑦	+	東日本銀行東十条支店
⑧	王	きらぼし銀行王子支店
⑨	王	阿波銀行東京城北支店
⑩	神	東京シティ信用金庫東王子支店
⑪	王	城北信用金庫梶原支店
⑫	+	城北信用金庫東十条支店
⑬	王	巣鴨信用金庫王子支店
商業施設		
①	神	ダイエー豊島団地店
②	王	サンスクエア（東武ストア王子店）
③	神	タジマ王子店
④	神	サミットストア王子店
⑤	+	サミット滝野川紅葉橋店
⑥	神	サミットストア王子桜田通り店
⑦	王	ホームセンターコーナン王子堀船店
⑧	神	ビバホーム豊島店（平成31年2月下旬開店予定）
宿泊施設		
①	+	フレックスステイイン東十条
②	王	東横イン京浜東北線王子駅北口
路外駐車場		
①	王	サンスクエア有料駐車場
②	神	タイムズセントラルウェルネスクラブ東十条
③	神	タイムズ豊島6丁目

都市公園等		
①	王	飛鳥山公園
②	神	東豊島公園
③	王	名主の滝公園
④	+	中央公園・中央公園運動場
⑤	王	王子駅前公園
⑥	王	音無親水公園
⑦	神	王子五丁目公園
⑧	王	王子本町公園
⑨	神	神谷南公園
⑩	神	豊島公園
⑪	神	豊島馬場遺跡公園
⑫	王	堀船公園
⑬	王	柳田公園
⑭	神	紀州神社
⑮	王	船方神社

+ : 重点整備地区① 十条・東十条駅周辺
神 : 重点整備地区② 王子神谷駅・豊島周辺
王 : 重点整備地区③ 王子駅・堀船周辺

第4章 王子地区の現状と課題

1. まちあるき点検の実施

王子地区の特定事業等を検討するにあたり、主要な生活関連施設及び生活関連経路を対象にまちあるき点検を開催し、現状と課題の把握を行った。

まちあるき点検の実施概要と主な意見を以下に示す。

(1) 実施概要

まちあるき点検は、下記のとおり2回実施した。実施にあたっては、区民部会委員及びその紹介者や公募区民、東洋大学の学生の方々にご参加いただいた。

表4-1 まちあるき点検実施概要

	第1回	第2回
日時	平成30年5月28日(月) 13時15分～16時45分	平成30年5月31日(木) 13時15分～16時45分
会場	北とびあ 14階 カナリアホール	北とびあ 14階 カナリアホール
出席者	51名(事務局含む)	44名(事務局含む)



図4-1 実施状況

表4-2 点検対象施設・経路

※駅前広場を含む。

	十条・東十条駅周辺	王子神谷駅・豊島周辺	王子駅・堀船周辺
鉄道駅・停留場	JR十条駅※ JR東十条駅	東京メトロ王子神谷駅	東京メトロ王子駅 JR王子駅※ 都電王子駅前停留場
区役所・区民センター	東十条区民センター 等 上十条区民センター 等	豊島区民センター 等	北区役所第一庁舎 北とびあ 王子区民センター 等
障害者施設	都立北療育医療センター	—	—
子育て支援施設	—	—	育ち愛ほっと館
文化・スポーツ・社会教育施設	中央図書館 中央公園文化センター	たいよう事業所 (旧豊島北中学校)	飛鳥山博物館
医療施設	中央総合病院	—	—
金融機関	みずほ銀行十条支店	王子郵便局	城北信用金庫梶原支店
商業施設	—	ダイエー豊島団地店	コーナン王子堀船店 東武ストア王子店
宿泊施設	—	—	—
都市公園	—	—	堀船公園 飛鳥山公園 王子駅前公園

(2) 主な意見

まちあるき点検における主な意見を以下に示す。

表4-3 まちあるき点検における主な意見 (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

対象施設	意見内容	写真
鉄道駅	<p>◎車いす使用者用トイレに設置されたオストメイト対応設備*は車いすでも使える高さである。(JR 東十条駅)</p> <p>◎ホームドアがあり、安心・安全なホームである。(東京メトロ王子駅・王子神谷駅)</p> <p>◎各個室にフラッシュライトや非常ボタンが設置されている。(東京メトロ王子神谷駅)</p> <p>△2ルート目のバリアフリールート*を設けてほしい。(JR 王子駅・JR 東十条駅・JR 十条駅)</p> <p>△画面が見えにくい券売機がある。(JR 王子駅・JR 十条駅)</p> <p>△ホームからエレベーターに乗る視覚障害者はエレベーターから降りる人とぶつかる危険性があるため、ホーム上のエレベーター出入口前の視覚障害者誘導用ブロック*は操作パネル前に向けて設置した方がいい。(東京メトロ王子駅)</p> <p>△現状では北口にのみエレベーターが設置されている状況であり、ホーム上でエレベーターの案内が重要であるが、サイン*が少ないので南口に行ってから北口に戻るような事態が生じる。(JR 東十条駅)</p> <p>△トイレの案内がわかりにくく、地下1階に車いす使用者用トイレだけでなく、一般トイレもあるように読み取れる。車いす使用者用トイレについては、一般トイレのサイン(男女サイン)はいらない。(東京メトロ王子神谷駅) 写真1</p>	 <p>写真1：誤解を招くトイレの案内サイン</p>  <p>写真2：ホームが広い停留場</p>
停留場	<p>◎他地区の停留場と比べると広く、車いすでのすれ違いも可能である。(王子駅前停留場) 写真2</p> <p>△区内の全停留場に共通して、各方面の案内が小さくホームまで行かないとわからない。どちら方面に乗ればいいのかスロープ手前でわかるような大きな情報提供が必要である。</p>	
駅前広場	<p>△王子駅北口駅前広場の動線が悪いので、改善してほしい。</p> <p>△電柱や看板、放置自転車などで十分な歩道の幅員が確保できない箇所がある。(JR 十条駅前広場)</p>	<p>写真3：カラーコーンが置かれた障害者用駐車場</p>
公共施設	<p>△こども図書館のサポート室の存在をもっとアピールしてほしい。(中央図書館)</p> <p>△障害者用駐車場にカラーコーンがあるため、すぐ入れない。(東十条区民センター) 写真3</p> <p>△大人用ベッドやオストメイト対応設備、ウォシュレットがほしい。(豊島区民センター)</p> <p>△施設内の視覚障害者誘導用ブロック上に物(棚・椅子・マット等)が置いてある。(東十条区民センター・王子区民センター) 写真4</p> <p>△複合施設内の各施設出入口がわかりにくい。(旧豊島北中学校)</p>	 <p>写真4：物が置かれた視覚障害者誘導用ブロック</p>

対象施設	意見内容	写真
医療施設 金融機関 商業施設 など	<p>◎通路は広くて良い。</p> <p>◎受付が出入口の正面に設置されており、場所がわかりやすい。</p> <p>◎職員が車いす使用者を見かけた際は、クッションテーブルを手渡している。</p> <p>◎車いす使用者など単独での ATM 利用が困難な人は、職員の方が操作を手伝ってくれる。</p> <p>△店内に視覚障害者用の案内設備が全くない。</p> <p>△正面出入口に向かうスロープが20%と急である。介助がないと難しい。写真5</p> <p>△聴覚障害者への対応が案内表示してあるとよい。</p> <p>△トイレの呼び出しボタンは倒れた時のことも考慮して床面に近いところにもあった方がよい。</p> <p>△弱視の人は衝突する可能性があるため、ガラスの壁面にはラインテープを視線の高さに貼るなど配慮した方がよい。</p>	 <p>写真5：急なスロープ</p>  <p>写真6：歩道内の電柱</p>
道路	<p>◎歩道幅員が広い。(北本通り)</p> <p>◎建物出入口に段差がある店舗が多かったが、スロープを設置している店舗も多かった。(東十条商店街)</p> <p>△視覚障害者や車いす使用者やベビーカー使用者にとっては電柱が障害物になる。写真6</p> <p>△歩道橋を渡れない人が迂回して利用している横断歩道では、青時間延長ボタンを設置した方がよい。(王子駅前交差点)</p> <p>△がたつきと合成勾配*で車いすが転倒しそうで危険を感じる。(権現坂)</p> <p>△視覚障害者誘導用ブロックの劣化が著しい。(音無橋付近・北本通り) 写真7</p> <p>△歩道と車道とのブロックにがたつきが生じ、段差が均一でない。(北本通り)</p> <p>△信号機が音響式になると利用しやすい。(紅葉橋交差点・豊島五丁目団地前・北本通り)</p> <p>△店舗の看板や放置自転車により歩道が狭くなっている。(コミュニティ道路) 写真8</p> <p>△歩道幅員が狭く、横断勾配が急である。</p>	 <p>写真7：劣化した視覚障害者誘導用ブロック</p>  <p>写真8：看板が置かれた歩道</p>
公園	<p>◎アスカルゴは大型電動車いすでも支障なく利用できる。(飛鳥山公園) 写真9</p> <p>△車止めのポールが多い。車いす使用者や弱視の方などには通りにくい。(王子駅前公園)</p> <p>△出入口からトイレへの視覚障害者誘導用ブロックがあるとよい。(堀船公園)</p>	 <p>写真9：ストレッチャータイプの車いすも使えるアスカルゴ</p>

2. 王子地区の課題のまとめ

王子地区は、王子駅を中心に公共施設や商業施設等が多く分布する地区である。また、京浜東北線の西部には、地形による高低差があり線路沿いに坂道が多い地区である。王子駅、東十条駅周辺においては交通バリアフリー法*（旧法）に基づく基本構想を策定しており、これまでもエレベーターの整備などが進められてきた。スパイラルアップの観点からも、未完了事業の着実な進捗や2ルート目の移動経路の確保を図るとともに、施設と経路が連携した一体的なバリアフリー化の推進が求められる。

王子地区における特定事業別の主な課題を下記に示す。

(1) 公共交通特定事業

鉄道駅について、JR王子駅やJR東十条駅、東京メトロ南北線王子駅は複数の改札口があるが、バリアフリー化された改札口へアクセスするために、大幅な迂回が必要になるため、2ルート目の整備の必要性が高い。また、JR東十条駅はすべての改札口がバリアフリー化されているが、ホーム間の移動経路はバリアフリー化されておらず、行先によって利用できる改札口が限定されているため、車いす利用者用トイレの利用等には支障がある。東京メトロ南北線の鉄道駅は、基本的にバリアフリー化されているが、案内の改善による利用者の利便性向上が求められる。

地区内の都電停留場については、比較的ホーム幅が広いが、案内表示が小さいため、それぞれのホームの方面がわかりにくい。沿道から認識できる案内の設置等による情報提供が必要である。

バスについては、今回のまちあるき点検等では大きな問題点は指摘されていないが、引き続き停留所への上屋の設置や案内の充実を図ることが期待される。また、歩道が狭い区間の停留所では、歩行者との錯綜の危険があり、安全な待合空間の確保が求められる。

さらに、他地区と同様、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、人的対応・こころのバリアフリーの推進が重要となる。

(2) 道路特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の重点整備地区内では、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置が一定程度進んでいる。未完了の事業を推進するとともに、主要な生活関連施設間においては、今回新たに設定した経路も含め、JIS規格に適合した連続的でわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックの設置や更新を進め、スパイラルアップを図ることが望まれる。

JR王子駅西側やJR東十条駅西側は高低差が大きく、高齢者等には負担の大きい箇所や、自走式車いすでは登坂が困難な箇所も多い。平坦部の確保や手すりの設置などの安全対策や、ベンチの設置について検討する必要がある。

歩道が狭い道路では、車両乗り入れ部や横断歩道接続部での勾配が大きい箇所があり、可能な限り平坦部を確保するよう努める必要がある。

また、商店街やコミュニティ道路では、沿道の協力を得て、不法占用物（看板・駐輪）の除去や店舗出入口のバリアフリー化など、まちづくりの一環として利用しやすい通りを形成することが求められる。

(3) 都市公園特定事業

小規模な公園では、出入口や園路の段差の解消を進め、車いすやベビーカー使用者の利便性を向上することが望まれる。車いす使用者用トイレについては、維持管理や扉の開閉のしやすさ、利用可能時間の設定に課題がある施設も見受けられることから、改善が求められる。

大規模な公園では、総合的な案内やバリアフリー情報の提供、人的支援の充実が必要である。

(4) 建築物特定事業

王子地区の主要な生活関連施設は、区役所をはじめとした公共施設の他、医療施設や金融機関、商業施設等の民間施設が多いことが特徴である。また、特別支援学校*や障害者施設がJR十条駅の南側に集中している。医療施設については、トイレやエレベーター等のバリアフリー化は進んでいるが、案内設備は文字の小ささが目立つため、改善が求められる。金融機関については、ATM等の設備のバリアフリー対応や、機器を活用した人的対応の強化による多様な利用者の利便性の向上が求められる。商業施設では、比較的建築年の古い建物もあるため、出入口の勾配改善や店舗内通路の段差の解消、十分な幅員の確保など、改修時期を捉えて改善する必要がある。

公共施設では、比較的建築年の古い施設もあるため、改修の機会を捉えつつ、段差の解消、エレベーターや車いす使用者用トイレの設置及び機能分散、和式トイレの洋式化、案内設備の更新などを順次進めていくことが求められる。

すべての施設において、区内でも障害者向けの施設が多い地域であることを踏まえ、施設の職員や従業員の一人ひとりが障害の社会モデル*や合理的配慮*の必要性について認識を共有し、多様な利用者への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの浸透を図ることが求められる。

(5) 交通安全特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の特定経路以外では、主要な交差点におけるバリアフリー対応信号機及びエスコートゾーン*の設置が十分に進んでいないため、整備の推進が求められる。

また、横断距離が長い箇所や高齢者・障害者が多く利用する箇所では、青延長用押ボタン付き信号機の整備が求められる。

(6) その他の事業

王子地区の駅前広場は、整備後期間が経過しているものがあり、特にJR王子駅前広場では、視覚障害者誘導用ブロックの規格の混在、不透水性舗装による整備、東京メトロ王子駅への乗換経路の案内の不足など、多くの問題が発生している。また、各交通手段への乗換経路については、大幅な迂回が必要な経路が多く、駅周辺のアクセスの改善も課題であるため、大規模改修にあわせて区民意見を取り入れ、基準に適合させるだけでなく、交通結節点としての利便性を向上させるバリアフリー整備が求められる。

JR十条駅前広場は視覚障害者誘導用ブロックが設置されておらず、放置自転車が多いため、安全な歩行空間確保が課題である。

第5章 移動等円滑化に関する事項

1. 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者等はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準*やガイドライン*、東京都福祉のまちづくり条例*等、地方公共団体が定める記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっては、これらの基準等を踏まえ、取組を進めていくことが基本となる。

表5-1 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月 (平成30年3月改正)
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 (道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月 (平成30年11月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 (建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月 (平成30年3月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月 (平成30年3月改正)
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (平成29年3月改正)

種別	項目	名称	所管など/作成年月
条例等	公共交通 ・道路・公園 ・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例	北区 平成 25 年 3 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		東京都北区立公園条例	北区 昭和 33 年 4 月 (平成 29 年 3 月改正)
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (建築物バリアフリー条例)	東京都 平成 18 年 12 月
		東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律施行細則	北区 平成 15 年 3 月 (平成 28 年 3 月改正)
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る 信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
ト イ レ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり 推進協議会 平成 18 年 7 月	

2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方

『「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区』の実現のためには、利用者の気づきや提案を特定事業の内容に広く反映させることが重要である。

そこで、先に示した移動等円滑化に関する基準等の内容を踏まえつつ、地区別構想（滝野川地区）で設定した共通の配慮事項、王子地区におけるまちあるき点検等での意見をもとに、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が安全で移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理し、特定事業を検討する各施設設置管理者等と共有した。

(1) 公共交通の共通の配慮事項

① 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、地形や駅構造に配慮し、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。 ➢ 主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ➢ 屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➢ エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵*を設置する。 ➢ 駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、内方線付点状ブロックを設置する。また、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保に努める。 ➢ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ➢ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 ➢ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。 ➢ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➢ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ➢ 和式便房を洋式化する。 ➢ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➢ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➢ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➢ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。

項目	共通の配慮事項
券売機等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい(反射しない)タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラム*などを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ➤ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図*を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。 ➤ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。 ➤ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 ➤ 自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ➤ 駅や車両利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

■ホームドア (区内)



■内方線付点状ブロック (区内)



■電光掲示やモニターによる情報提供 (区内)



■バリアフリールートなどがわかりやすい案内板 (区内)



② 旅客施設（停留場）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な動線には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ▶ 傾斜路は車いす使用者に配慮し、緩やかな勾配（縦断勾配 8%以下）とし、十分な幅員（120cm 以上）を確保する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に 2 段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるように、乗降場の幅員を十分に確保する（150cm 以上）。 ▶ 転落を防止するためのホーム柵や内方線付点状ブロックを設置する。 ▶ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ▶ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、上屋やベンチを設置する。 ▶ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は 1% を標準とする。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ 音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ▶ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ▶ 車両内に筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ▶ 停留場や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。

< 参 考 >

■ 幅員が確保された停留場（ホーム柵・内方線付点状ブロック・上屋・ベンチの設置）（区内）



③ 路線バス・コミュニティバス

項目	共通の配慮事項
車両	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー使用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携) ▶ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など)。 ▶ バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所への正着や二ーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 ▶ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

<参 考>

■ ノンステップバス



■ バリアフリー化されたバス停留所(区内)



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編
(平成 25 年 6 月)

④ タクシー

項目	共通の配慮事項
車両	▶ 車いす使用者等も利用できる福祉タクシー*（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。
案内設備・情報のバリアフリー	▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参考>

■福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーである。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく街中で呼び止めても利用できるタクシーである。

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに約28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入することを整備目標としている。東京都では、平成32年度までに、都内のタクシーの2割にあたる10,000台を導入することを目標としており、平成29年度末時点で約1,800台が導入されている。

一方で、ユニバーサルデザインタクシーの現状として、車種によっては利用できない車いす使用者がいることや、道路構造により乗車にかかる時間が左右されるという指摘が多くあるため、利用しやすい車両への改善が求められる。



出典：川崎タクシーグループホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
（後方乗降タイプ）



出典：宝自動車交通株式会社ホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
（側方乗降タイプ）

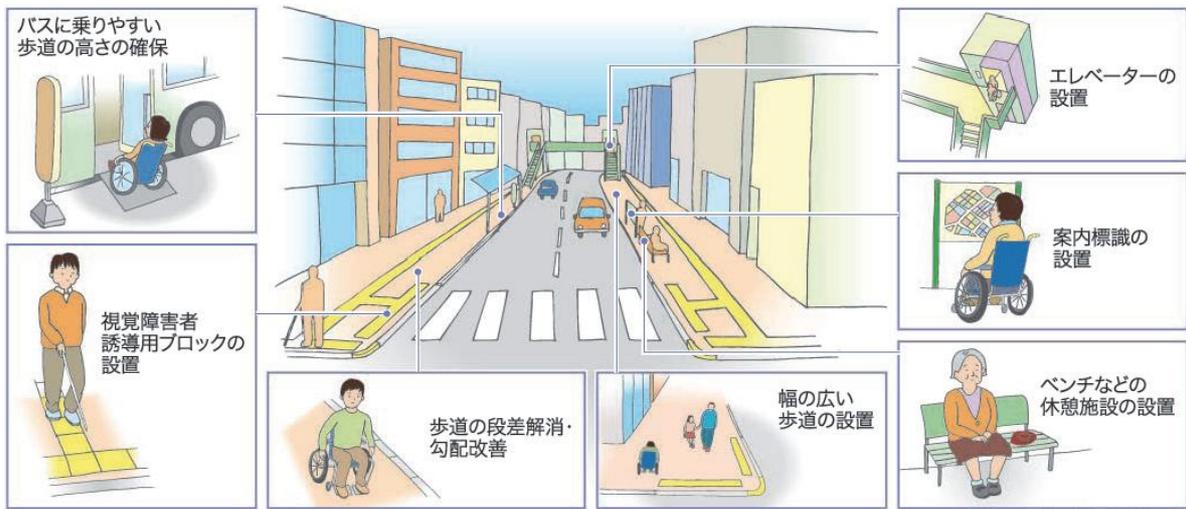
(2) 道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員*が確保された歩行空間を整備する。 ▶ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。 ▶ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。 ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。 ▶ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備*を推進する。 ▶ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携) ▶ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。 ▶ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 ▶ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携) ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ バス停留所を設置する道路は、安全な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。 ▶ 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。 ▶ エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。

項目	共通の配慮事項
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 ▶ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。 ▶ 自転車通行環境整備と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携) ▶ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。

< 参 考 >

■ 道路のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

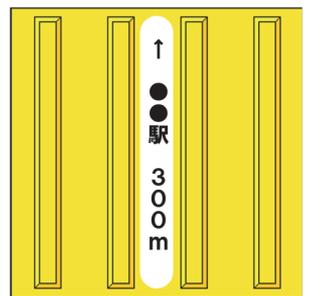
■ バリアフリー化された歩道 (区内)



■ 路側帯のカラー舗装 (区内)



■ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導



■ 長く続く坂道への手すりの設置 (区内)



■ 施設と連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 (区内)



(3) 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口・敷地内通路（屋外）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（道路管理者と連携） ▶ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する（80 cm以上）。 ▶ 屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。
建物内通路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120 cm以上）。 ▶ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ▶ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。 ▶ エレベーターは、施設の用途や規模に応じて車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。 ▶ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ▶ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ▶ 和式便房を洋式化する。 ▶ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ▶ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ▶ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ▶ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ パンフレットやWEB*などを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。 ▶ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅 350 cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ▶ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目	共通の配慮事項
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。 ➢ 貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 ➢ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 ➢ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。 ➢ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。 ➢ 会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。
人的対応・ こころの バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 ➢ 多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。 ➢ 施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

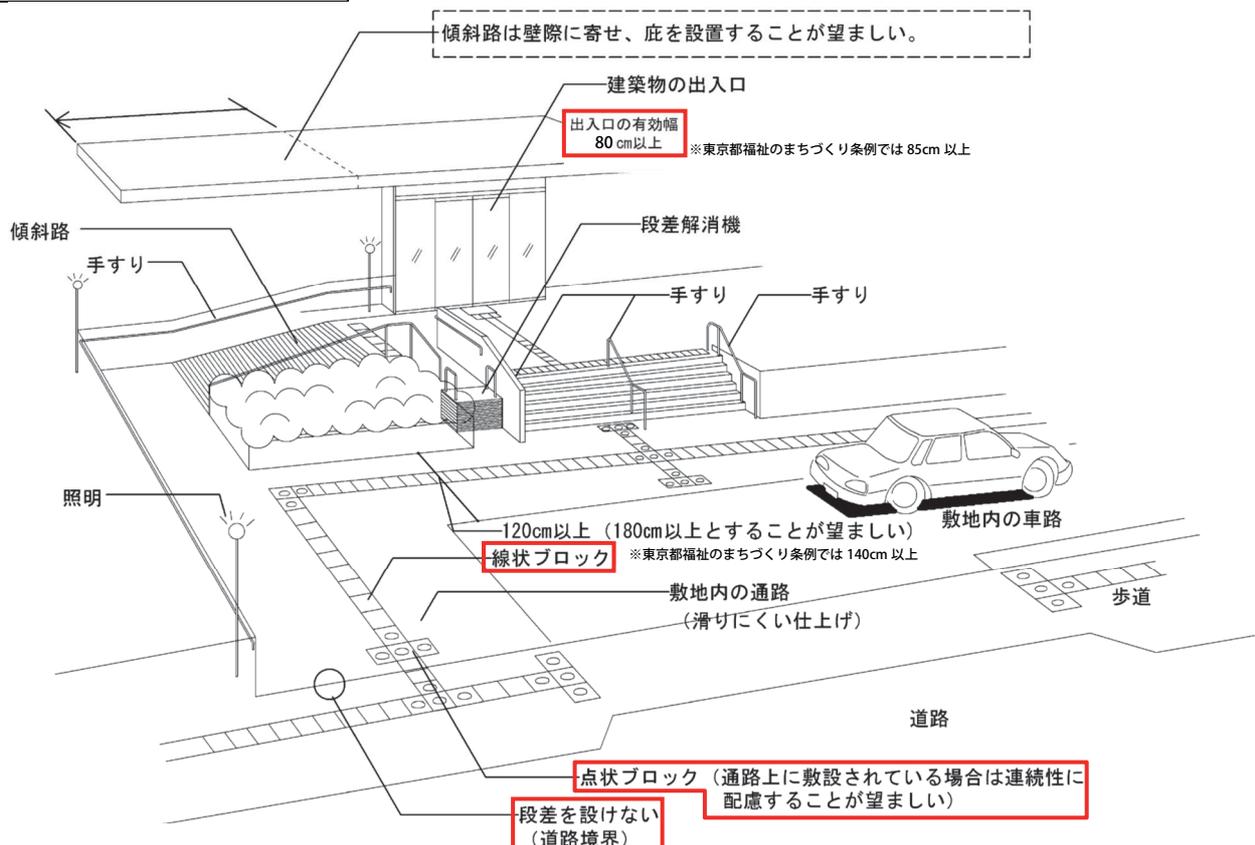
< 参 考 >

■建築物のバリアフリー化

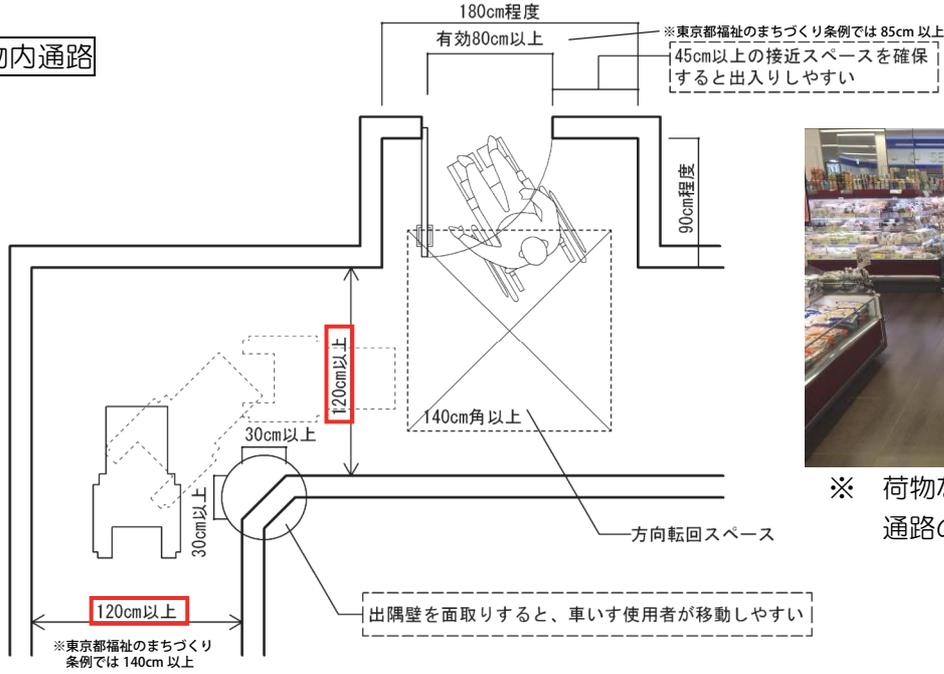
（注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、より抜粋・作成）

 赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準である。

出入口・敷地内通路（屋外）

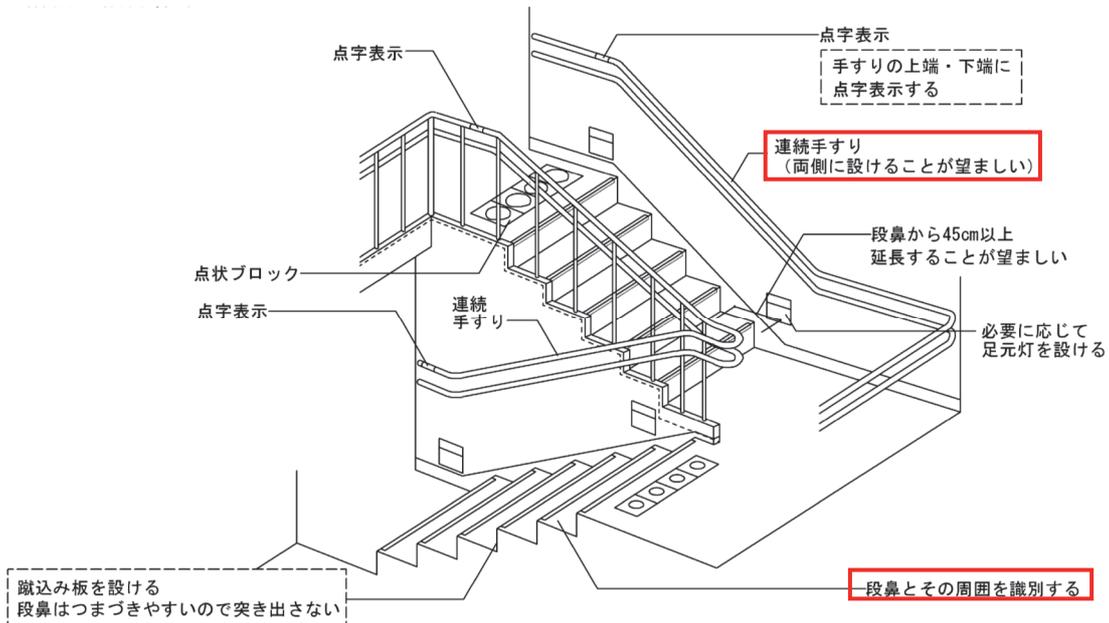


建物内通路

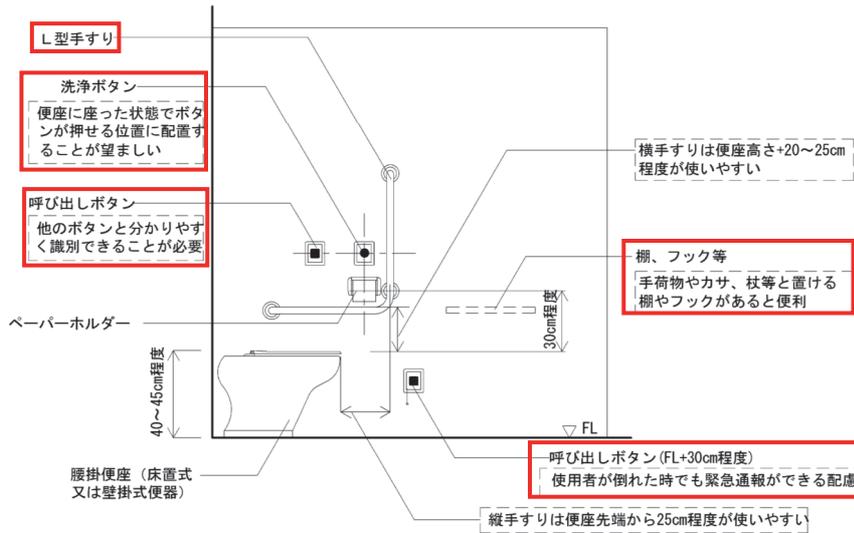
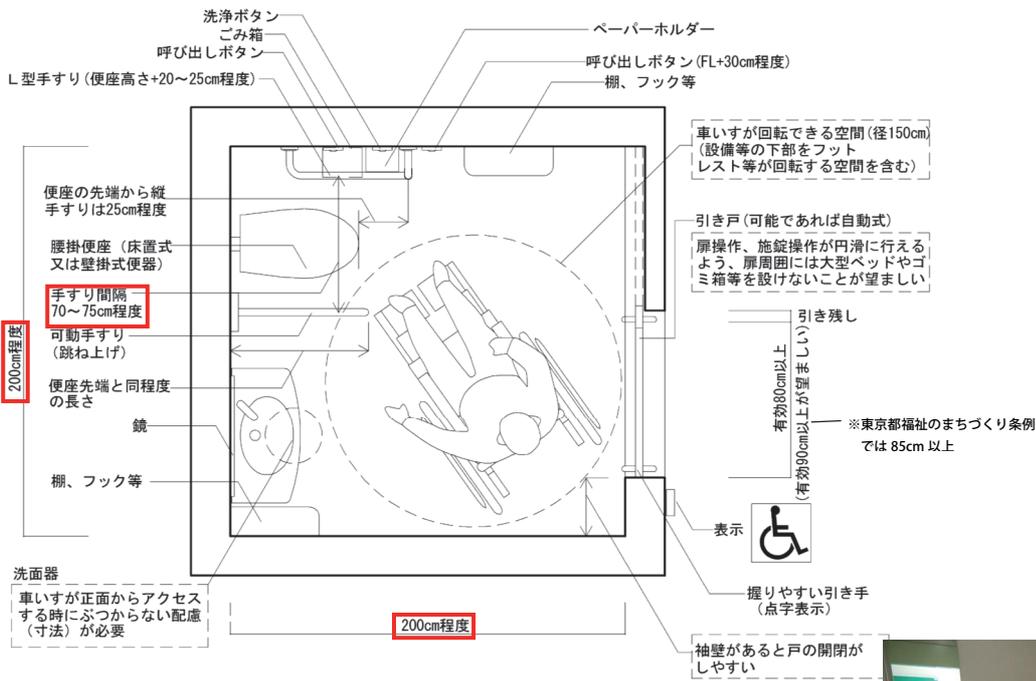


※ 荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする（区内）

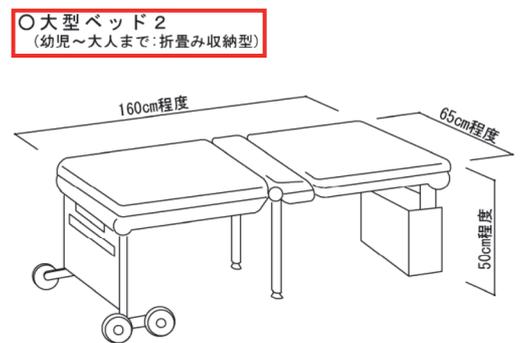
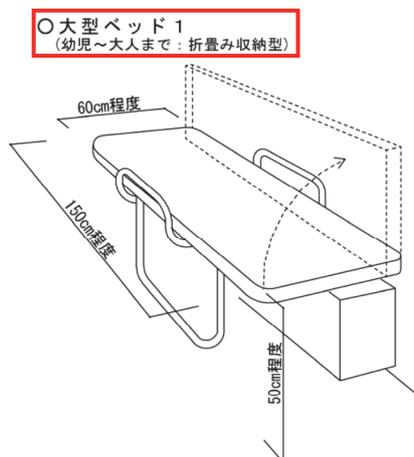
上下移動



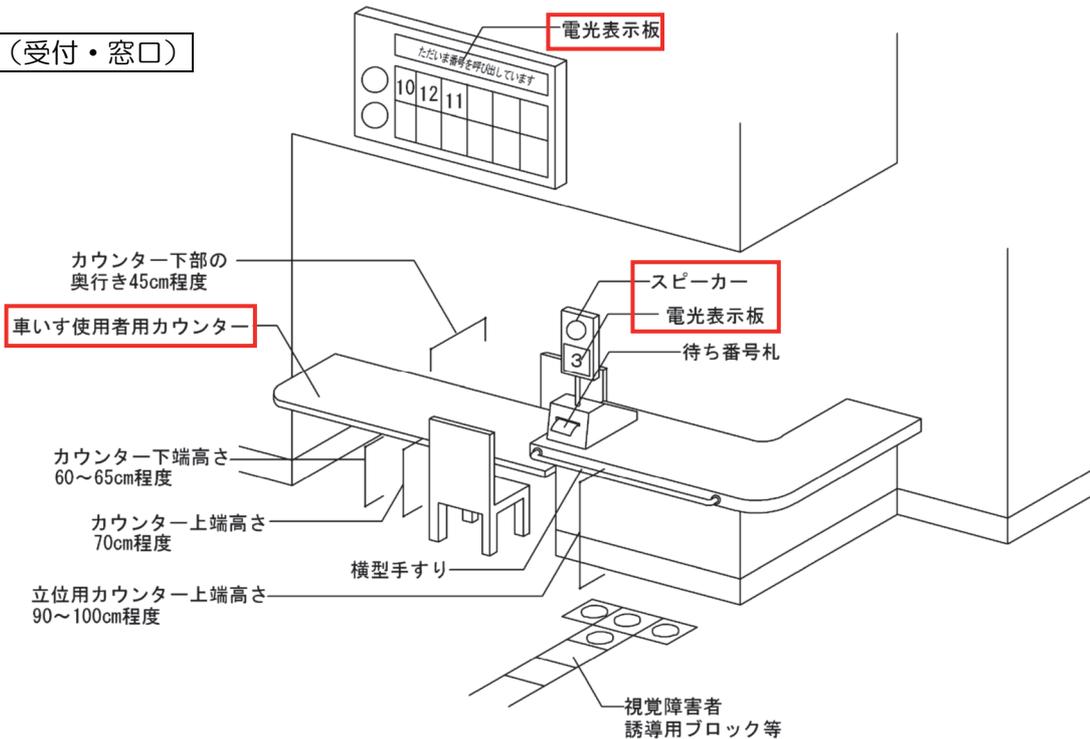
トイレ (車いす使用者用)



大型ベッドの設置された車いす使用者用トイレ (区内)

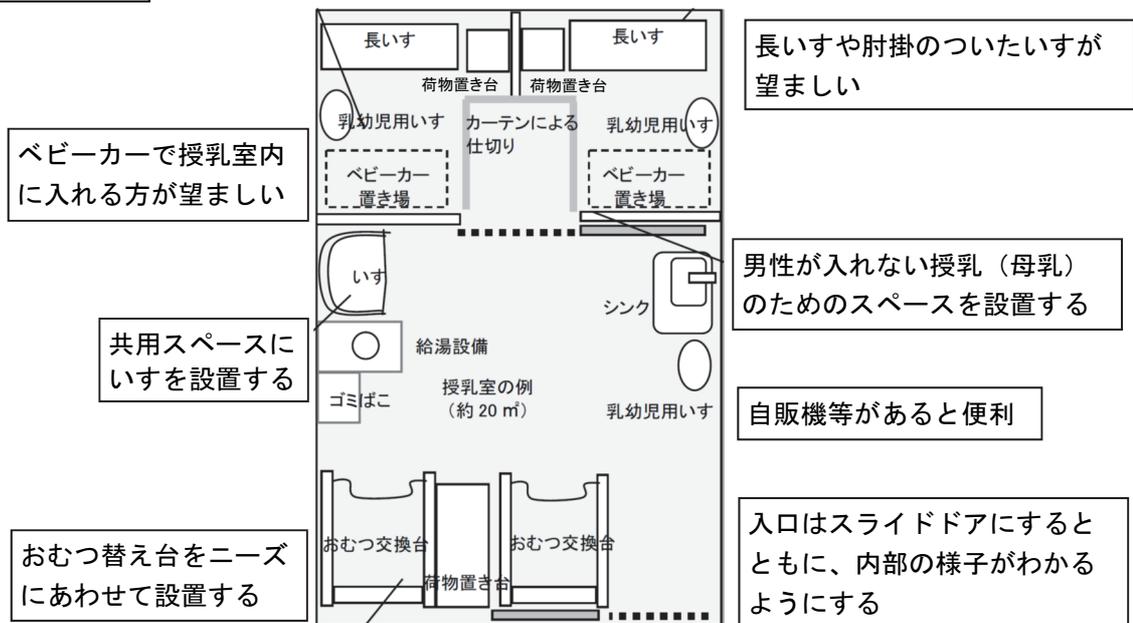


その他設備（受付・窓口）

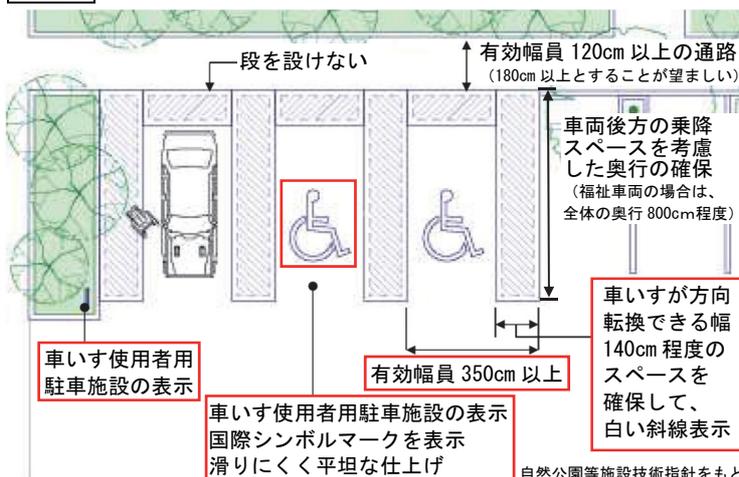


その他設備（授乳室）

さまざまな機能がある授乳室の例（3.5m×5m）



駐車場



車両後方の乗降スペースを確保した駐車ます（区内）

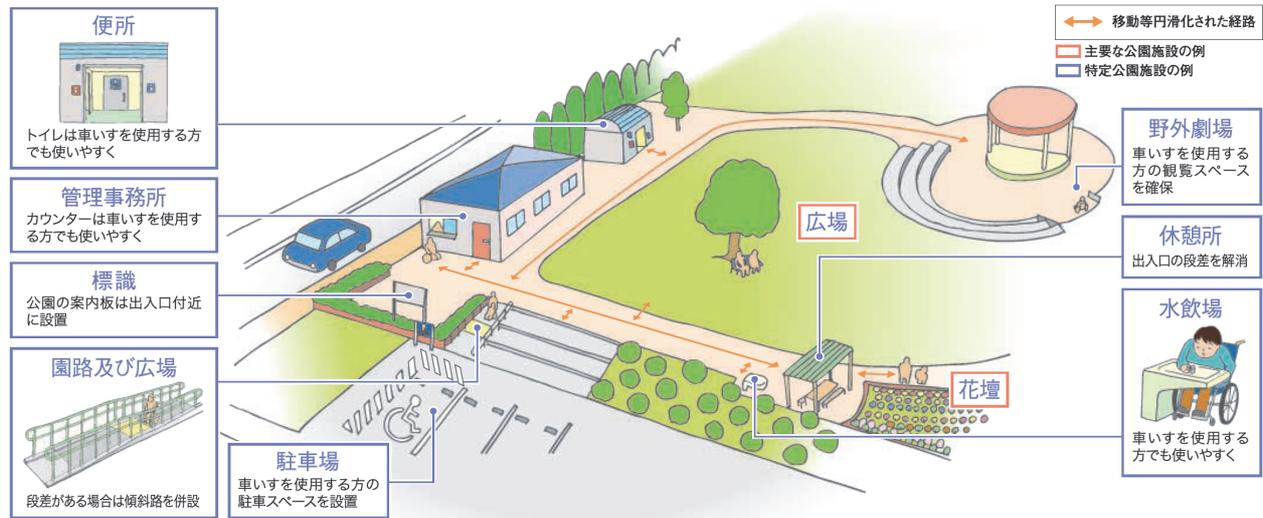
自然公園等施設技術指針をもとに作成

(4) 都市公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する（90 cm以上）。 ▶ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。
園路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 ▶ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。 ▶ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する（120 cm以上）。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。 ▶ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ▶ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ▶ 和式便房を洋式化する。 ▶ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ▶ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ▶ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ▶ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する（必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など）。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所）
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。 ▶ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な園路付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅 350 cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。 ▶ 多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。 ▶ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

< 参 考 >

■都市公園のバリアフリー化のイメージ



国土交通省資料をもとに作成

(5) 信号機等の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。 ▶ 音響式信号機*の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。 ▶ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。 ▶ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。 ▶ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

< 参 考 >

■視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

■経過時間表示式信号機*



出典：警視庁資料

■エスコートゾーン（区内）



第6章 王子地区における特定事業等

特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業などがある。基本構想に定めた特定事業は、施設設置管理者等による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定事業等の設定にあたっては、まちあるき点検等による利用者からの指摘事項を受け、各施設設置管理者等が対応方策を検討した。あわせて、前章に記載した移動等円滑化に向けた対応の考え方に基づき、各施設設置管理者等が配慮事項への適合状況についてセルフチェックを行い、適合していない項目や継続的に実施する項目について対応方針を検討し、取り組む事業を整理した。

第6章 目次

1. 公共交通特定事業	38
(1) 鉄道	38
(2) 路面電車	43
(3) バス	44
2. 道路特定事業	46
(1) 国道・都道	46
(2) 区道	52
3. 建築物・路外駐車場特定事業	53
(1) 区役所・区民センター	53
(2) 高齢者施設	67
(3) 障害者施設	70
(4) 子育て支援施設	72
(5) 教育施設	74
(6) 文化・スポーツ・社会教育施設	86
(7) その他公共施設等	94
(8) 医療施設	97
(9) 金融機関等	100
(10) 商業施設	107
(11) 宿泊施設	112
(12) 路外駐車場	113
4. 都市公園特定事業	114
5. 交通安全特定事業	126
6. その他の事業	127
(1) タクシー	127
(2) 駅前広場	129
(3) いっとき集合場所	130

1. 公共交通特定事業

(1) 鉄道

① 十 JR東十条駅

1. 施設の概要

施設名：JR 東十条駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：東十条 3-18
 建築年：北口 昭和 41 年（平成 15 年度：エレベーター・エスカレーター整備）、
 南口 昭和 6 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、北口にはエレベーター及び多機能トイレを設置済みである。可動式ホーム柵については整備時期を検討中である。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、自治体と協議のうえ、整備を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	南口へのエレベーターの設置（2 ルート目の確保） （区事業と併せて検討）			■
ホーム	可動式ホーム柵の設置			■
トイレ	トイレの適切な維持管理	■	継続 ■	■
案内設備・情報の バリアフリー	一般トイレの案内サインの改善	■		
	バリアフリー設備に関する案内の表示	■		
	筆談用具の案内の改善	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 十 JR十条駅

1. 施設の概要

施設名：JR 十条駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：上十条 1-12-10
 建築年：昭和 34 年
 （平成 13 年度：ラチ外エレベーター整備 平成 12 年度：エスカレーター整備）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北口はエレベーター及び多機能トイレ、南口はスロープを整備済である。可動式ホーム柵は整備時期を検討中である。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、自治体と協議のうえ、整備を推進していく。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	ホーム間の高架橋へのエレベーターの設置		*	
ホーム	可動式ホーム柵の設置		*	
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置		*	
改札	幅広改札の移設		*	
案内設備・情報の バリアフリー	有人改札の有無がわかる案内の表示	■		
	エレベーターの位置サインの設置	■		
	バリアフリー経路の案内の表示	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降
*：時期未定（連続立体交差化事業にあわせて実施）

③ 王 JR王子駅

1. 施設の概要

施設名：JR王子駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

所在地：王子1-3

建築年：本屋 昭和47年（平成22年度：エレベーター整備）、
北口本屋 昭和36年（平成13年度：エレベーター整備）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

中央口はエレベーター及び多機能トイレを整備済みである。可動式ホーム柵は平成30年度整備完了予定である。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、自治体と協議のうえ、整備を推進していくとともに、北区のまちづくりと合わせて駅の在り方について検討を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	主要な動線への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー経路・設備や乗換経路に関する案内の設置 （他の事業者と連携）		■	
	主要施設へのバリアフリールートがわかる案内板の設置 （他の事業者と連携）		■	
	券売機の位置サインの設置	■		
	バス停留所の案内表示の改善			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 王 東京メトロ王子駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ王子駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：王子 1-10-18
 建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター1ルート整備及び多機能トイレについては整備済である。今後は、駅改修時にあわせて2ルート目の確保など、バリアフリー化に向けた整備を行う。また、引き続き人的対応など心のバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	エレベーターの増設（2ルート目の確保）			■
	視覚障害者誘導用ブロックの設置 （ホーム行きエレベーター専用改札への経路）			■
	スロープの舗装の改修			■
	通路端の視認性の向上			■
通路／ホーム	適切な照度の確保			■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
	エレベーターの改修			■
	出入口の段差の解消			■
	エレベーター内に外部と連絡の取れるモニター等の設置			■
	エレベーターへの視認しやすいボタンの設置			■
ホーム	適切な位置への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	ベンチの設置			■
	ホームドアの点字表示の設置位置の改善		■	
	電光掲示板の増設		■	
トイレ	車いす使用者が利用しやすいトイレの設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化	■		
	JIS規格に適合したボタンの配置			■

トイレ (つづき)	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレの出入口の段差解消			■
	多機能トイレの扉の改修			■
	多機能トイレへの紐付タイプの呼び出しボタンの設置			■
券売機等	車いす使用者や弱視者が使用しやすい券売機の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	改札口やエレベーターへの音声案内の設置			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルールについて利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

エレベーター増設等にあたっては、利用状況や用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 神 東京メトロ王子神谷駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ王子神谷駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：王子5-2-11

建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター1ルート整備及び多機能トイレについては整備済である。今後は、駅改修時にあわせて2ルート目の確保など、バリアフリー化に向けた整備を行う。また、引き続き人的対応など心のバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	エレベーターの増設（2ルート目の確保）			■
	適切な位置への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	出入口の段差解消			■
	一般トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
	エレベーターの改修			■
ホーム	ベンチの設置			■

ホーム/トイレ	適切な照度の確保			■
トイレ	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化	■		
	JIS規格に適合したボタンの配置			■
	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレの拡張			■
	車いす使用者用トイレの扉の自動化			■
	車いす使用者用トイレの増設			■
	触知案内図の設置		■	
	一般トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	一般トイレのドアノブの改善			■
券売機等	車いす使用者や弱視者が使いやすい券売機の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	改札口やエレベーターへの音声案内の設置			■
	歩道から視認しやすいエレベーターの案内の設置 (道路管理者と連携)			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

エレベーター増設等にあたっては、利用状況や用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 路面電車

① ㊦ 都電王子駅前停留場

1. 施設の概要

施設名：都電王子駅前停留場

事業主体：東京都交通局 総務部総合技術調整担当課

所在地：王子 1-4

建築年：大正4年（平成8年 大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ところのバリアフリー	利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発	継続して実施		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(3) バス

① 路線バス（都営バス）

1. 施設の概要

対象：路線バス（都営バス）

事業主体：東京都交通局

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都営バスでは、全車をノンステップバスにするなど、積極的にバリアフリー化を推進している。今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	より利用しやすい車両への代替	■	継続 ■	■
バス乗降場・ 停留所	ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保 （道路管理者との連携）	■	■	■
	正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの 設置（道路管理者と連携）	■	■	■
案内設備・情報の バリアフリー	バス乗降場やバス停留所における案内の充実	■	■	■
	バス接近表示システムの導入の促進	■	■	■
	筆談用具の案内の充実	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	バス停留所への正着や二ーリングの適切な活用について 乗務員への指導	■	継続 ■	■
	乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの 対応の充実	■	継続 ■	■
	バス利用のマナー・ルール等について利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 路線バス（国際興業バス）

1. 施設の概要

対象：路線バス（国際興業バス）

事業主体：国際興業株式会社

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

車両面についてはバリアフリー対応済みである。停留所関係は一部対応が完了している内容もあるが、未対応の内容に関しては、引き続き継続して取り組む。ソフト面は、社員研修や利用者への啓発を継続して実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
バス乗降場・ 停留所	ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保 （道路管理者との連携）	■	順次 ■	■

バス乗降場・停留所	正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場やバス停留所における案内の充実	■	順次 ■	■
	バス接近表示システムの導入の促進	■	順次 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	バス停への正着や二ーリングの徹底	■	継続 ■	■
	乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートの充実	■	継続 ■	■
	バス利用のマナー・ルール等について利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ コミュニティバス

1. 施設の概要

対象：コミュニティバス

事業主体：日立自動車交通株式会社

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

運行車両のノンステップバス化やバス接近表示システムの設置等についてはすでに実施している。今後は、バス待ち合い環境の向上に向けてベンチや上屋の設置を検討するほか、人的対応面の向上を目指し、乗務員教育を継続的に実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
バス乗降場・停留所	ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保（道路管理者との連携）	■	順次 ■	■
	正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場・停留所や車両内における案内の充実	■	順次 ■	■
	バス接近表示機能付き停留所の設置	■	順次 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	バス停留所への正着や二ーリングの適切な活用について乗務員への指導	■	継続 ■	■
	乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2. 道路特定事業

(1) 国道・都道

国道(都管理)・都道共通

1. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■
普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導	■	継続 ■	■
	自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策	■	継続 ■	■

2. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

十-01

1. 施設の概要

経路名：都道 455 号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩行者が多い上、歩道幅員が狭い状況である。今後は、都市計画道路補助第 85 号線（十条）の事業に合わせ、十条駅周辺地区について、東京都福祉のまちづくり条例に基づき歩道のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備			■
	横断歩道接続部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換			■
	自転車走行空間の整備			■
バス乗降場・バス停留所	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者と連携）			■
タクシー乗降場	歩車道境界の段差の改善			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮			■
案内設備・情報の バリアフリー	多様な利用者に配慮した公共サイン等の設置や改修			■
	JR 十条駅エレベーター乗り場への案内の設置			■
	視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等の検討			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

十条駅周辺再開発事業、埼京線連続立体交差事業、特定整備路線の整備などの事業との連携が必要。

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

十-08

1. 施設の概要

経路名：都道 460 号

事業主体：東京都都市整備局 第二市街地整備事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

路側帯のみで歩道の無い経路である。都市計画道路であるため、今後は補助第 83 号線整備事業により道路全体のバリアフリー化を図る。なお、事業完了後、維持管理については東京都第六建設事務所に引継ぐ予定である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	バリアフリー化された歩道の整備		■	
	側溝の蓋（グレーチング）など目の細かいものへの交換		■	
	自転車走行空間の整備		■	
視覚障害者誘導用 ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 （JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）		■	
安全対策	道路付属物が歩行者の通行の妨げにならないよう配慮		■	
案内設備・情報の バリアフリー	多様な利用者に配慮した案内の表示		■	
	視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等の検討		■	
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■
普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導	■	継続 ■	■
	通行ルールの啓発及び放置自転車対策	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

神-01

1. 施設の概要

経路名：都道307号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、豊島五丁目団地前のバスロータリー部分とあわせて工事中だが、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されておらず、歩道幅員も十分に確保されていない状況である。今後も、各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	■	随時 ■	■
	自転車走行空間の整備			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS規格適合・輝度比の確保)	■	随時 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

神-05

1. 施設の概要

経路名：都道307号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北区豊島二丁目地内～豊島六丁目地内の780mの区間については、幅員20mに拡幅する都市計画道路補助88号線の整備事業を実施中である。今後も引き続き、工事を進める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	■	■	■
	横断歩道接続部の安全な滞留スペースの整備	■	■	■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■	■	■
	日陰の確保及び休憩施設の設置	■	■	■
	自転車走行空間の整備	■	■	■
バス乗降場・バス停留所	バス停留所へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保 (バス事業者との連携)	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス事業者との連携)	■	■	■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS規格適合・輝度比の確保)	■	■	■
安全対策	歩道上の電柱の撤去	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

神-14

1. 施設の概要

経路名：国道122号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されており、十分な有効幅員が確保されている。各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消	■	随時 ■	■
	自転車走行空間の整備			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修	■	随時 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	東京メトロ王子神谷駅のエレベーター乗降口のわかりやすい案内の設置（鉄道事業者との連携）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

王-03

1. 施設の概要

経路名：都道306号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北区王子一丁目地内～堀船二丁目地内の350mの区間については、首都高速道路(株)が高速道路の関連街路として街路築造工事を実施したが、引き続き、整備された歩道部に都が電線共同溝を整備している。今後は、電線共同溝の整備を進め、歩道の本復旧にあわせて歩道全体のバリアフリー整備を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	■		
	日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置	■		
	歩道橋の撤去			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)	■		
安全対策	歩道上の電柱の撤去	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

王-09

1. 施設の概要

経路名：都道 307 号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されており、十分な有効幅員が確保されている。北区王子一丁目地内～堀船二丁目地内の 350m の区間については、首都高速道路(株)が高速道路の関連街路として街路築造工事を実施したが、引続き、整備された歩道部に、都が電線共同溝を整備している。今後、電線共同溝の整備を進め、歩道の本復旧を行っていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消		■	
	横断歩道接続部の勾配の解消		■	
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合）		■	
安全対策	歩道上の電柱の撤去	■	■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

王-14

1. 施設の概要

経路名：国道 122 号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消	■	随時 ■	■
	自転車走行空間の整備			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合、輝度比の確保、生活関連施設への誘導）	■	随時 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

王-24

1. 施設の概要

経路名：国道122号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されており、長い坂道となっている。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消	■	随時 ■	■
	自転車走行空間の整備			■
	平坦部や手すり、ベンチの設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合、輝度比の確保、生活関連施設への誘導)	■	随時 ■	■
安全対策	車止めの撤去	実施に向け検討 ■ ■ ■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

王-29

1. 施設の概要

経路名：都道455号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されており、十分な有効幅員が確保されている。今後は、各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	日陰の確保や休憩施設の設置			■
	自転車走行空間の整備			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合、輝度比の確保)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 区道

神-02

1. 施設の概要

経路名：私道（豊島五丁目団地敷地内）

事業主体：UR都市機構

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

有効幅員の確保されたアスファルト舗装の歩道のある経路で、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。現在、豊島五丁目団地バス停留所周辺の工事中である。今後も引き続き、適切な維持管理を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	団地内の舗装や視覚障害者誘導ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	団地内の工事におけるバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

神-03

1. 施設の概要

経路名：私道（豊島五丁目団地敷地内）

事業主体：UR都市機構

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

片側に有効幅員の確保されたアスファルト舗装の歩道のある経路で、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。今後も引き続き、適切な維持管理を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	団地内の舗装や視覚障害者誘導ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	団地内の工事におけるバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3. 建築物・路外駐車場特定事業

(1) 区役所・区民センター

① ㊦ 北区役所 第一庁舎（王子高齢者あんしんセンター）・第二庁舎（王子区民事務所）・第三庁舎・第五庁舎・別館

1. 施設の概要

施設名：北区役所 第一庁舎（王子高齢者あんしんセンター）・第二庁舎（王子区民事務所）・第三庁舎・第五庁舎・別館

事業主体：北区

所在地：王子本町 1-15-22

建築年：第一庁舎 昭和 35 年、第二庁舎 昭和 38 年、第三庁舎 昭和 59 年、第五庁舎 平成 12 年、別館 平成 29 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築年数が経過した第一庁舎は平成 2 年に、第二庁舎は昭和 61 年に大規模改修工事を行い、主要出入口等をバリアフリー化したが、その後も段差の解消や玄関ドアを自動化するなどの改修を行い、その他の庁舎を含め基本的なバリアフリー化は完了している。今後は、施設の劣化による機能低下のないよう維持管理するとともに、区民意見を踏まえた施設の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの改修	■	■	■
建物内通路	（王子区民事務所）主要な通路が狭くならないよう配慮	■	継続	■
上下移動	階段の段鼻の強調	■	■	■
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置	■	■	■
	低い位置への荷物台等の設置	■	■	■
	一般トイレへのフラッシュライトの設置	■	■	■
	車いす使用者用トイレのオストメイト用の鏡の位置の改善	■	■	■
	一般トイレへの機能分散	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内の表示（トイレ位置、トイレ内設備等）	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
	（王子区民事務所）案内図の設置			■
	（王子区民事務所）音声案内や触知案内図の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

庁舎の建て替え計画もあり、対応は使用期間や費用対効果を見極めて慎重に検討する必要がある。

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② ㊦ 北とびあ・消費生活センター

1. 施設の概要

施設名：北とびあ・消費生活センター
 事業主体：北区
 所在地：王子 1-11-1
 建築年：平成4年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレやエレベーターの設置など基本的なバリアフリー化はなされているが、施設の老朽化及び利用形態の変化に伴う改修の必要がある。今後は、北とびあありかた検討組織を立ち上げて施設の改修に向けて検討をしていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	視覚障害者誘導用ブロックの改修 （JIS規格適合・輝度比の確保・適切な配置）			■
	経路に連続した上屋の設置			■
	平坦な舗装への改修	■		
建物内通路	視覚障害者誘導用ブロックの改修（輝度比の確保）			■
	公衆電話コーナー出入口の段差の解消			■
	会議室ドア前への平場の設置			■
	適切な照度の確保			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターの改修（浮彫表示ボタン、音声案内、低い位置への操作パネル、足下まで見える鏡の設置）			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置			■
	車いす使用者用トイレへのウォシュレットの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	車いす使用者用トイレの非常呼び出しボタンの改修			■
	適切な照度の確保			■

トイレ (つづき)	床面とコントラストのある巾木の設置			■
	一般トイレの出入口の段差解消及び荷物置きを設置			■
	一般トイレへのL型手すりの設置			■
	低い位置及び高い位置への荷物掛け等の設置			■
	出入口のカーペットの修繕	■		
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	■	■
	音声案内及び触知案内図の設置			■
	耳マーク等の設置	■		
	車いす使用者用トイレの位置サインの改修及び 誘導サインの設置			■
	わかりやすい案内サインへの改修 (フォントサイズやコントラストの確保)			■
	点字のフロアマップのパンフレットの設置			■
	エレベーターから各設備に向けた誘導サインの設置			■
	エレベーターホールへのフロアマップの設置			■
バリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置			■	
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
	電光表示や呼出受信機の導入			■
	受付・窓口へのローカウンターの設置			■
	2階ロビーの机の角の面取り	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 十 十条地域振興室

1. 施設の概要

施設名：十条地域振興室
 事業主体：北区
 所在地：十条仲原 1-20-10
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設の老朽化が進んでおり、エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されていない。今後、十条駅西口再開発に伴い移転予定のため、動向を見ながら対応を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	スロープの滑りにくい路面への改修		■	
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調		■	
トイレ	JIS規格に適合したボタン等の配置		■	
	低い位置への荷物台等の設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	施設のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置		■	
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置		■	
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 王 堀船地域振興室

1. 施設の概要

施設名：堀船地域振興室
 事業主体：北区
 所在地：堀船2-16-11
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設は老朽化が進み、エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されていない。今後、事業の実施については、施設の利用計画など将来の変動要因を含めて検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	スロープの滑りにくい路面への改修			■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	JIS規格に適合したボタン等の設置			■
	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置			■
	パンフレットやWEBなどによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び耳マーク等の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車場の設置			■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 十 上十条区民センター・上十条ふれあい館・上十条図書館

1. 施設の概要

施設名：上十条区民センター・上十条ふれあい館・上十条図書館

事業主体：北区

所在地：上十条3-3-9

建築年：昭和60年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されているが、現在の移動等円滑化基準には適合していない。施設の老朽化が進んでいるが、今後、十条駅西口再開発に伴い移転する予定であるため、動向をみながら対応方法を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	スロープの滑りにくい路面への改修及び勾配の緩和			■
	スロープの両側への2段手すりの連続設置及び点字案内の表示			■
建物内通路	適切な照度の確保			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
	階段の手すりへの点字案内の表示			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	車いす使用者用トイレへの姿鏡の設置			■
	車いす使用者用トイレの開閉しやすい扉への改修			■
一般トイレの個室の拡張及び荷物置き場の設置			■	
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	触知案内図の設置			■
	耳マーク等の設置	■		
	図書館の案内図の更新			■
	避難経路の表示及び利用者への周知	■		
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
	図書館への車いす使用者でも使いやすい高さの テーブルの設置			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑥ 十条台区民センター・十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・ 障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：十条台区民センター・十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・
障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター

事業主体：北区

所在地：中十条1-2-18

建築年：昭和63年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されているが、移動等円滑化基準には適合していない。施設が老朽化しているため、今後は大規模改修の具体的なプランを検討していきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	十分な幅員の確保			■
建物内通路	スロープの設置			■
上下移動	階段の段鼻の強調		■	
	エレベーターの改修	■		
トイレ	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの機能分散			■
	トイレの洋式化			■

トイレ (つづき)	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	案内図やピクトグラムを活用した案内の設置			■
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	音声案内の設置			■
	筆談用具及び案内の設置	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置			■
	視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑦ 十 東十条区民センター・東十条ふれあい館・東十条地域振興室・東十条保育園・東十条図書館

1. 施設の概要

施設名：東十条区民センター・東十条ふれあい館・東十条地域振興室・東十条保育園・東十条図書館

事業主体：北区

所在地：東十条3-2-14

建築年：平成13年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されている。今後は軽微な設備の改修によるバリアフリー化とともに、引き続き人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	視覚障害者誘導用ブロックの上にマットを置かないよう配慮	■	継続 ■	■
	裏口の段差の解消			■
出入口・通路 全般	適切な照度の確保			■

建物内通路	出入口から受付までの視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
	案内図・サインの改修（フォントやピクトグラムの拡大）			■
	触知案内板の点字シールの更新	■		
	電光表示の導入			■
	JR 東十条駅から経路への誘導サインの設置（道路管理者と連携）			■
駐車場・駐輪場	障害者用駐車場の駐車ますにカラーコーンなどを置かないよう配慮			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑧ 王子区民センター・王子ふれあい館・王子地域振興室・中央図書館分室

1. 施設の概要

施設名：王子区民センター・王子ふれあい館・王子地域振興室・中央図書館分室

事業主体：北区

所在地：豊島 1-14-12

建築年：昭和 46 年（平成 21 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 21 年に大規模改修を実施しており、エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されている。今後は軽微な設備の改修によるバリアフリー化とともに、引き続き人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	スロープや階段、通路の拡幅			■
	段鼻の色の強調			■
	花壇の角の面取り		■	
建物内通路	視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
	（中央図書館分室）物や設備などで狭くならないよう配慮	■	継続 ■	■
上下移動	階段手すりの改修（1 段→2 段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの改修 （大型化・浮彫表示ボタンや音声案内の設置）			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッドの設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	車いす使用者用トイレの扉の自動化			■
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	トイレ前への音声案内や触知案内図の設置			■

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	耳マーク等の設置	■		
	案内表示の地の色と文字の色のコントラストがあるものへの改修(中央図書館分室)			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 神 豊島区民センター・豊島図書館・豊島ふれあい館・豊島地域振興室

1. 施設の概要

施設名：豊島区民センター・豊島図書館・豊島ふれあい館・豊島地域振興室

事業主体：北区

所在地：豊島3-27-22

建築年：平成10年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されている。今後は軽微な設備の改修によるバリアフリー化とともに、引き続き人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路(屋外)	視覚障害者誘導用ブロックの改修(輝度比の確保・JIS規格への適合・滑りにくい材質への変更・安全な経路への敷設)			■
	出入口へのインターホンの設置			■
	敷地内通路の平坦な舗装への改修			■
建物内通路	毛足の短いカーペットやフラットな仕上げへの改修			■
	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (エレベーター～2階受付)			■
	図書返却口までの経路の十分な幅員の確保			■
上下移動	階段手すりの改修(1段→2段・連続設置)及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへや各階の車いす使用者用トイレへの機能分散			■

トイレ (つづき)	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	車いす使用者用トイレ内の介助スペースの確保			■
	車いす使用者用トイレの扉の自動扉化			■
	車いす使用者用トイレの自動点灯化		■	
案内設備・情報の バリアフリー	既設表示への点字案内の表示			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	耳マーク等の設置	■		
	障害者用駐車ますからスロープへの道順がわかりやすい 案内の表示			■
	建物出入口付近の触知案内図の更新		■	
	通路の手すりや窓口への点字案内の表示		■	
	2階のフロアマップの低い位置への移設		■	
	豊島五丁目団地方面から施設までの経路への 誘導サインの設置（道路管理者と連携）			■
駐車場・駐輪場	障害者用駐車ます後方への乗降スペースを示す安全帯の設置			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
	車いす使用者に配慮した高さへの公衆電話の設置			■
	ローカウンターの整頓	■		
	十分な蹴込がある窓口カウンターへの改修			■
	図書返却口までの経路の十分な幅員の確保			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑩ 王 岸町ふれあい館・社会福祉協議会

1. 施設の概要

施設名：岸町ふれあい館・社会福祉協議会

事業主体：北区

所在地：岸町 1-6-17

建築年：昭和 41 年（平成 19 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 19 年の大規模改修により、エレベーターや多機能トイレなどのバリアフリー設備は設置されている。今後は引き続き、人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
上下移動	階段手すりの改修（1 段→2 段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッドの設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	触知案内図の設置			■
	耳マーク等の設置	■		
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

11 王 堀船ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：堀船ふれあい館

事業主体：北区

所在地：堀船3-7-12

建築年：昭和55年（平成21年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置済みである。今後は引き続き、人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの大型ベッドの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタンの配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	触知案内図の設置			■
	耳マーク等の設置	■		
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 高齢者施設

① 神 王子光照苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム王子光照苑

1. 施設の概要

施設名：王子光照苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム王子光照苑

事業主体：社会福祉法人光照園

所在地：王子3-3-1

建築年：昭和63年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターは設置されているが、車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されていない。平成32年以降に大規模修繕工事を計画しているため、施設のバリアフリー化もあわせて検討したい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	エレベーターの更新		■	
トイレ	JIS規格に適合したボタン等の配置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 神 豊島高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：豊島高齢者あんしんセンター

事業主体：社会福祉法人光照園

所在地：王子6-2-33-101

建築年：昭和56年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

王子サンハイツ内の施設であり、上下移動は無く、車いす使用者用トイレは設置されている。平成31年度秋に豊島区民センターに移転予定であるため、情報のバリアフリーやこころのバリアフリーの充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	物や設備などで狭くならないよう配慮	■	継続 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 十 十条高齢者あんしんセンター・旧富士見中学校

1. 施設の概要

施設名：十条高齢者あんしんセンター・旧富士見中学校
 事業主体：北区
 所在地：上十条3-1-25 帝京大学4号館1階
 建築年：昭和43年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成26年に施設を開設した際に、施設のバリアフリー化を行った。今後は、案内の充実や設備の更新等を通じて利便性向上に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	JIS規格に適合したボタンの配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
その他設備	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 十 東十条・神谷高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：東十条・神谷高齢者あんしんセンター
 事業主体：北区
 所在地：東十条3-2-3-101 東十条グリーンハイツ1階
 建築年：昭和60年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成28年に施設を開設した際に、和式便所の洋式化を完了している。今後は、案内の充実や設備の更新等を通じて利便性向上に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	道路境界部の段差の解消（道路管理者と連携）			■
トイレ	オストメイト対応設備の設置			■

トイレ (つづき)	一般トイレへの機能分散			■
	JIS規格に適合したボタンの配置			■
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 王 名主の滝老人いこいの家

1. 施設の概要

施設名：名主の滝老人いこいの家

事業主体：北区

所在地：岸町1-15-25

建築年：昭和55年（平成24年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成24年の大規模改修でバリアフリー化された。今後は、利用者の声を聞き問題があれば適切に対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	フラッシュライト等の設置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具及び案内の設置	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(3) 障害者施設

☆ 神 あすなろ福祉園

1. 施設の概要

施設名：あすなろ福祉園

事業主体：北区

所在地：王子6-4-6

建築年：昭和52年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレやエレベーターなどのバリアフリー設備は設置されている。エレベーターについては、平成30年1月～3月に工事を行い、音声案内や見やすいパネルの設置などによりバリアフリー化が進んだ。今後は軽微な改修とあわせて情報のバリアフリーやこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
案内設備・情報のバリアフリー	施設の避難経路やバリアフリー設備等がわかる案内図の設置	■		
	パンフレットやWEBなどによる施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

☆ 王 王子福祉作業所・王子授産場

1. 施設の概要

施設名：王子福祉作業所・王子授産場

事業主体：北区

所在地：王子2-19-20

建築年：昭和50年（平成24年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設利用者が限定されており、不特定多数の方が来所する施設ではないため、現状維持とする。

3. 事業内容・実施時期

なし

★ 十 東京都立北療育医療センター

1. 施設の概要

施設名：東京都立北療育医療センター
 事業主体：東京都 福祉保健局
 所在地：十条台 1-2-3
 建築年：昭和 60 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築後 30 年以上が経過しているが、移動等円滑化経路の確保や車いす利用者用トイレの設置など、基本的なバリアフリー化はできている。施設・設備の老朽化が進んでおり、安全面を確保するための維持管理上の補修等を優先しなければならない状況ではあるが、その中でバリアフリーに関する改修についても可能な限り検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	トイレの案内サインの改修（車いすマークの追加）		■	
	案内図の改修		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(4) 子育て支援施設

☆ 神 子ども発達支援センターさくらんぼ園

1. 施設の概要

施設名：子ども発達支援センターさくらんぼ園
 事業主体：北区
 所在地：豊島4-16-38
 建築年：昭和55年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

児童発達支援通所施設として運営しており、エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されていない。施設の老朽化による劣化が多数箇所みられ、修繕等を重ねながら使用している状況にあり、現利用者の安全な利用が最優先と考え、上下水道設備の大きな改修やバリアフリー化のための改修は難しい。今後は引き続き、人的対応によるこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）		■	
上下移動	階段への2段手すりの設置	■	■	■
トイレ	低い位置への荷物台等の設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

☆ 主 子ども家庭支援センター育ち愛ほっと館

1. 施設の概要

施設名：子ども家庭支援センター育ち愛ほっと館
 事業主体：北区
 所在地：王子2-7-34
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設の経年劣化が見られるため、修繕を行いながら利用しているが大規模改修が必要な状況である。エレベーターは設置されておらず、車いす使用者用トイレや乳幼児用設備などのバリアフリー設備は設置されている。今後は引き続き、人的対応によるこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	スロープの折り返し地点の改修	実施に向け検討		
		■	■	■
建物内通路	マットレスの隙間を狭くするよう配慮	■	継続	■
上下移動	階段への2段手すりの設置	実施に向け検討		
トイレ	非常呼び出しボタンの設置	■	■	■
	トイレ前の段差の注意喚起	■		
	低い位置への荷物台等の設置	■		
案内設備・情報の バリアフリー	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続	■
	統一したデザインの案内表示の設置	■	順次	■
	北本通りから施設までの経路上へのわかりやすい誘導サインの設置（道路管理者と連携）	■	■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートの対応の充実	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(5) 教育施設

1 + 都立北特別支援学校

1. 施設の概要

施設名：都立北特別支援学校
 事業主体：東京都 教育委員会
 所在地：十条台 1-1-1
 建築年：昭和 62 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本校は肢体不自由児（生）の教育を目的として設置されている学校であるため、肢体不自由者の移動に関しては配慮された施設となっている。今後は、軽微なハード整備や人的対応の充実によりバリアフリー化の推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段の段鼻の強調	■		
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEBなどによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車場のわかりやすい案内の表示	■		
その他設備	車いす利用者用が利用しやすい記入台の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2 + 都立王子特別支援学校

1. 施設の概要

施設名：都立王子特別支援学校
 事業主体：東京都 教育委員会
 所在地：十条台 1-8-41
 建築年：校舎棟 平成 7 年、プール棟 昭和 59 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 31 年 4 月の都立王子第二特別支援学校との改編に向け、小学部・中学部が主に使用する校舎棟を増築中である（平成 31 年 1 月竣工予定）。平成 31 年度からグランド及び外構工事を実施予定である。改編に向けて増築・改修等を進めているが、すでに改修内容は決定されており、対応が難しい部分もある。改修で対応できない部分については、人的対応におけるバリアフリーの更なる充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化		■	
案内設備・情報のバリアフリー	バリアフリー設備等に関する案内図やわかりやすい案内の設置	■		

人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
-----------------	----------------------	---	---------	---

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 王 王子小学校・王子桜中学校

1. 施設の概要

施設名：王子小学校・王子桜中学校
 事業主体：北区
 所在地：王子2-7-1
 建築年：平成21年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築10年目であり、全体的に施設上問題なく、基本的にバリアフリーの観点で整備されている。今後は必要に応じて改修を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員等による案内やサポートなどの充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4 神 王子第一小学校

1. 施設の概要

施設名：王子第一小学校
 事業主体：北区
 所在地：王子5-14-18（仮校舎：旧桜田小学校 王子5-2-8）
 建築年：昭和40年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー化されていない。平成33年4月開設に向けて改築予定であり、新校舎においては、移動等円滑化基準に基づき、エレベーターやトイレ等のバリアフリー化が図られる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	段差の解消・歩道上から連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）		■	
	屋外のスロープへの上屋の設置		■	
上下移動	階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調		■	
	エレベーターの設置		■	
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置		■	
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置		■	

トイレ (つづき)	トイレの洋式化		■	
	JIS規格に適合したボタンの配置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー情報に関する案内図の設置		■	
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具及び案内の設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 王子第二小学校

1. 施設の概要

施設名：王子第二小学校

事業主体：北区

所在地：王子本町2-2-5

建築年：昭和41年（平成元年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いすトイレは設置されていないが、出入口やトイレの洋式化など一部はバリアフリー化されている。今後の大規模改修の実施は区の適正配置計画によるため、当面は情報のバリアフリーやこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	施設内のバリアフリールートや非常口、バリアフリー設備の 情報がわかる案内図の設置		■	
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車場の設置及び案内の表示		■	
	利用者などの駐輪が出入口や通路などを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
その他設備	貸出用ベビーカーの設置及び案内の表示		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

6 十 王子第五小学校

1. 施設の概要

施設名：王子第五小学校

事業主体：北区

所在地：上十条2-18-17

建築年：昭和41年（平成3年校舎内部改築、平成22～25年耐震工事）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化し、バリアフリー対応となっていない。現在、学校配置及び統合時期等協議が行われており、協議の結果を踏まえて対応を検討するため、当面は情報のバリアフリーやこころのバリアフリーの推進に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図の設置	■		
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

7 十 荒川小学校

1. 施設の概要

施設名：荒川小学校

事業主体：北区

所在地：中十条3-1-6

建築年：昭和34年（昭和59年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化し、エレベーターなどは設置されておらず、バリアフリー対応となっていない。現在、学校配置及び統合時期等の協議が行われているため、ハード整備については協議の結果を踏まえて、対応を検討する。ソフト事業については情報やこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供			■
	筆談用具及び案内の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

8 神 豊川小学校

1. 施設の概要

施設名：豊川小学校
 事業主体：北区
 所在地：豊島3-10-23
 建築年：昭和42年（平成4年 大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化し、エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されておらず、バリアフリー化されていない。ハード面については、今後の改修や改築等に併せて対応していく。ソフト事業については情報やこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	簡易な施設案内図の設置		■	
	学校だよりやWEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	筆談用具及び案内の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 王 堀船小学校

1. 施設の概要

施設名：堀船小学校
 事業主体：北区
 所在地：堀船2-11-9
 建築年：昭和42年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されていない。平成30年度から2か年にわたって、トイレのリフレッシュ工事を実施する。その他の部分については、バリアフリー基本構想に則り、今後の改修や改築等にあわせて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	車いす使用者用トイレの設置	■		
	オストメイト対応設備の設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

10 ㊦ 柳田小学校

1. 施設の概要

施設名：柳田小学校

事業主体：北区

所在地：豊島2-11-20

建築年：昭和40年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築年数がかさみ、老朽化が激しい。バリアフリーの概念が希薄な時代の構造であり、エレベーター設置や段差解消など課題が多い。現状と課題を区に報告するとともに、区の改修計画に沿って改善を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内及び触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置		■	
	駐輪場の設置		■	
その他設備	貸出用の車いすやベビーカー等の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 ㊦ 東十条小学校

1. 施設の概要

施設名：東十条小学校

事業主体：北区

所在地：東十条3-14-23

建築年：昭和45年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化し、バリアフリー対応となっていない。バリアフリー基本構想に則り、今後の改修や改築等に併せて対応していくため、当面は情報のバリアフリーや心のバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

12 十 十条台小学校・十条台パノラマプール

1. 施設の概要

施設名：十条台小学校・十条台パノラマプール

事業主体：北区

所在地：中十条 1-5-6

建築年：昭和47年（プール 平成3年）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築後約25年が経過し、設備の老朽化が目立つようになってきた。バリアフリー化対策は、平成28年度に施設内外の点字ブロックの敷設や施設内段差解消、手すりの設置などを実施した。今後、ハード面については、施設の老朽化に伴う改修計画の中でバリアフリー化対策を引き続き検討する。ソフト面については、指定管理者と協議のうえ、実施可能な対策を検討し進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	スロープの滑りにくい舗装への改修			■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
	多様な利用者に配慮したエレベーターへの改修			■
トイレ	車いす使用者用トイレの設置			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	低い位置への荷物台等の設置	■		
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図等の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車場の設置			■
	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台等の設置			■
	貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなど対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

13 神 としま若葉小学校

1. 施設の概要

施設名：としま若葉小学校

事業主体：北区

所在地：豊島5-3-30

建築年：昭和47年（平成7年 大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化し、エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されておらず、バリアフリー化されていない。ハード面については、今後の改修や改築等に併せて対応していく。ソフト事業については情報やこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	施設案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具及び案内の設置	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車場の設置		■	
	駐輪が利用者の動線を遮らないような配慮		■	
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による連続的な誘導への配慮	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

14 十 十条富士見中学校

1. 施設の概要

施設名：十条富士見中学校
 事業主体：北区
 所在地：十条台1-9-33
 建築年：平成24年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成24年に改築工事が完了し、エレベーターやだれでもトイレの整備など基本的なバリアフリー化は図られている。今後は引き続き、人的対応の充実などこころのバリアフリーを推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

15 神 明桜中学校

1. 施設の概要

施設名：明桜中学校
 事業主体：北区
 所在地：王子6-3-23
 建築年：平成23年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成23年に改築が完了しており、基本的には移動等円滑化基準に適合している。今後も配慮事項を踏まえて、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

16 王 堀船中学校

1. 施設の概要

施設名：堀船中学校
 事業主体：北区
 所在地：堀船2-23-20
 建築年：昭和44年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす利用者用トイレ等のバリアフリー設備は設置されていない。体育館も老朽化しており、雨漏り箇所がある。現在、改築の予定はないため、古い箇所を修繕しながら使用していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置	■		
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置			■
	駐輪場の設置	■		
その他設備	車いす利用者が利用しやすい受付の設置		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

17 王 順天中学校・順天高等学校

1. 施設の概要

施設名：順天中学校・順天高等学校
 事業主体：学校法人順天学園
 所在地：王子本町1-17-13
 建築年：平成17年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす利用者用トイレ・駐車施設の整備など基本的なバリアフリー化は図られている。今後は引き続きこころのバリアフリーを推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

18 神 駿台学園中学校・駿台学園高等学校

1. 施設の概要

施設名：駿台学園中学校・駿台学園高等学校

事業主体：学校法人 駿台学園

所在地：王子6-1-10

建築年：校舎1号館 平成26年、校舎2号館 昭和39年、体育館・ホール 昭和52年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎1号館はエレベーターや多機能トイレ等を設置済みだが、その他の建築物は構造上エレベーターや車いす使用者用トイレの設置が困難なものが多い。今後は、利用者（主に生徒）の状況を踏まえて、可能な範囲で対策を施していきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	出入口へのスロープの設置	■	■	■
	屋外のスロープへの上屋の設置	■	■	■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調	■	順次 ■	■
案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリールート及び非常口に関する案内の設置	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

20 神 飛鳥高等学校

1. 施設の概要

施設名：飛鳥高等学校

事業主体：東京都 教育委員会

所在地：豊島8-26-9

建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレやエレベーターなど基本的なバリアフリー設備は整備済みである。今後は、軽微なハード整備や人的対応の充実によりバリアフリー化の推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

23 王 東京福祉大学(王子キャンパス)

1. 施設の概要

施設名：東京福祉大学（王子キャンパス）
 事業主体：学校法人 茶屋四郎次郎記念学園
 所在地：堀船2-1-11
 建築年：1号館 平成元年、2号館 平成27年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1号館及び2号館は、基本的なバリアフリー化が進んでおり、一部の設備については、隣接する施設間で相互に補完している状況である。また、2号館についてはバリアフリー学校として、障害のある学生の受入について検討中のため、今後可能な限り対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(6) 文化・スポーツ・社会教育施設

① 中央公園文化センター

1. 施設の概要

施設名：中央公園文化センター

事業主体：北区

所在地：十条台 1-2-1（中央公園内）

建築年：昭和 5 年（平成 25 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 25 年に施設全体の大規模改修工事を実施しており、基本的なバリアフリー化は完了し、平成 26 年のリニューアルオープンより利用されている。立地上、障害者の利用が多く、車いす利用者の定期利用がある。交通便が悪い、公園内で場所が分かりにくいといった意見が課題として挙がっている。今後は、サインや案内板の追加設置を検討・依頼するとともに、施設の認知度を高めるため、主催事業を活用して積極的に PR を行う。また、施設内の備品移動や案内表示の更新等で改善できる部分は短期的に実施する。設備の更新や追加、改修工事などの構造的な改善は、中・長期的に検討する必要がある。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	スロープの改修（勾配の緩和・手すりの再設置）			■
	正面階段の改修（公園管理者と協議）			■
	正面出入口への 2 段手すりの設置			■
	段差の解消			■
	正面出入口へのスロープの設置			■
	出入口から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
建物内通路	手すりが設置されている壁への防護クッションの設置	■		
	手すりの下部にある備品の撤去	■		
上下移動	段鼻の色の強調		■	
トイレ	一般トイレへの機能分散		■	
	車いす使用者用トイレの低い位置への荷物台等の設置	■		
	フラッシュライト等の設置		■	
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	
	非常呼び出しボタンの移設		■	
	出入口の掲示板の移設	■		

案内設備・情報の バリアフリー	パンフレットやWEBなどによる 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内及び触知案内図の設置			■
	耳マーク等の案内の表示	■		
	ピクトグラム等を活用した案内の表示	■		
	バリアフリールートがわかる案内の表示		■	
駐車場・駐輪場	適切な利用を促す利用者への啓発	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
	障害者用駐車場から建物出入口にかけて上屋の設置			■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 北区飛鳥山博物館

1. 施設の概要

施設名：北区飛鳥山博物館

事業主体：北区

所在地：王子1-1-3（飛鳥山公園内）

建築年：平成10年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどは設置されており、基本的なバリアフリー化は図られている。今後は、施設の改修等にあわせてオストメイト対応設備の設置などに取り組んでいく。また、ソフト面においては、人的対応などこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格の適合）		■	
上下移動	エレベーターへの浮き彫り表示ボタンや音声案内等の設置			■
	エレベーター内の視覚障害者誘導用ブロックの撤去		■	
トイレ	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化		■	
	JIS規格に適合したボタンの配置		■	
	車いす使用者用トイレの低い位置への荷物台の設置		■	

トイレ (つづき)	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内の表示		■	
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	音声案内の設置			■
	筆談用具の案内の表示	■		
	触知案内図の改修		■	
その他設備	受付前の視覚障害者誘導用ブロックの改修			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 王 紙の博物館

1. 施設の概要

施設名：紙の博物館

事業主体：公益財団法人 紙の博物館

所在地：王子1-1-3（飛鳥山公園内）

建築年：平成10年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロック等を設置し、表示等を改善しているが、移動等円滑化基準には対応できていない。2020年にリニューアル工事を計画しており、ソフト対策と併せて移動等円滑化基準への適合を検討する。間に合わない案件は中期対応として検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段）		■	
	階段の段鼻の強調	■		
	エレベーターの鏡の移設	■		
	エレベーターへの浮き彫りボタンの設置	■	■	
トイレ	オストメイト対応設備の設置		■	
	ベビーチェアの設置	■		
	低い位置への荷物台等の設置	■		

トイレ (つづき)	フラッシュライト等の設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー関連情報を表示した案内板の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	出入口への音声案内及びトイレへの触知案内図の設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートの充実	■	継続 ■	■
	施設のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 王 渋沢史料館

1. 施設の概要

施設名：渋沢史料館
 事業主体：公益財団法人渋沢栄一記念財団
 所在地：西ヶ原2-16-1（飛鳥山公園内）
 建築年：平成9年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されており、平成28年にトイレの改修等バリアフリーに関する対策を実施した。今後は、更なるバリアフリー対応に向けて、短・中期的に検討する。また、ソフト面においても人的対応などこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段への2段手すりの設置		■	実施に向け検討
	エレベーターへの足下まで見える鏡の設置		■	実施に向け検討
トイレ	オストメイト対応設備の設置		■	実施に向け検討
	フラッシュライト等の設置		■	実施に向け検討
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	実施に向け検討
案内設備・情報の バリアフリー	音声案内や触知案内図の設置		■	実施に向け検討
	筆談用具や案内の設置	■		
その他設備	貸出用ベビーカーの設置	■		実施に向け検討

人的対応・こころのバリアフリー	施設出入口から受付まで視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施に向け検討		
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 十 中央図書館

1. 施設の概要

施設名：中央図書館
事業主体：北区
所在地：十条台1-2-5
建築年：平成20年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成20年度に開館したため、基本的に移動等円滑化基準に適合している。今後も区民意見を踏まえて、案内や人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
建物内通路	視覚障害者誘導用ブロックの改修（輝度比の確保）			■
上下移動	階段の段鼻の強調			■
トイレ	車いす使用者用トイレへの着替え台の設置			■
	車いす使用者用トイレの低い位置への荷物台等の設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	一般トイレ出入口の壁面への男女がわかる案内の表示	■		
その他設備	ローカウンターの設置	■		
	こども図書館の磁気ゲートへのクッションの設置	■		
	申請書の記載見本の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4 十 東京都障害者総合スポーツセンター

1. 施設の概要

施設名：東京都障害者総合スポーツセンター
 事業主体：公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
 所在地：十条台 1-2-2
 建築年：昭和 61 年（平成 30 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

障害者施設のため、移動等円滑化基準には適合している。今後はこころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 神 豊島北コミュニティアリーナ・豊島北スポーツ多目的広場・ココキタ・旧豊島北中学校・たいよう事業所

1. 施設の概要

施設名：豊島北コミュニティアリーナ・豊島北スポーツ多目的広場・ココキタ・旧豊島北中学校・たいよう事業所
 事業主体：北区
 所在地：豊島 5-3-13（旧豊島北中学校体育館）
 建築年：昭和 48 年（平成 24 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 24 年に旧豊島北中学校を大規模改修した複合施設である。施設により出入口が異なるが、エレベーターや車いす使用者用トイレなどのバリアフリー設備は設置されている。今後は軽微な設備の改修によるバリアフリー化とともに、引き続き人的対応によるこころのバリアフリーによる推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	スロープの手すりへの点字案内の表示		■	
	校庭へのスロープの勾配緩和			■
	ココキタ側の敷地出入口の勾配の緩和			■
建物内通路	歩道上から各施設出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）		■	
	（たいよう事業所） 主要な通路が物や設備などで狭くならないよう配慮	■	継続 ■	■
上下移動	階段手すりの改修（1 段→2 段・連続設置）及び段鼻の強調			■
	エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッドの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■

トイレ (つづき)	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	(たきよう事業所) 車いす使用者用トイレの設置			■
	(たきよう事業所) 男性トイレ前への間仕切りの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	触知案内図の設置			■
	耳マーク等の設置	■		
	(たきよう事業所) 低い位置への案内板の移設		■	
	各施設の出入口の案内の表示 (道路管理者と連携)		■	
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内表示			■
	(たきよう事業所) 車いす使用者が利用しやすい手洗い場の設置			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

6 王 お札と切手の博物館

1. 施設の概要

施設名：お札と切手の博物館
 事業主体：独立行政法人 国立印刷局
 所在地：王子1-6-1
 建築年：平成23年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレは設置されているが、エレベーターは設置されていない。今後、来館者の意見などを参考に利便性の向上に努める。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	段差の解消及び歩道上から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	屋外のスロープへの上屋の設置			■
建物内通路	主要な通路の段差解消			■
上下移動	多様な利用者に配慮したエレベーターの設置			■
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	一般トイレへの機能分散			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	建物内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置			■
	パンフレットやWEBなどによる施設のバリアフリー関連情報の提供			■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示			■
	駐輪が出入口や通路などを遮らないよう配慮			■
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示			■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(7) その他公共施設等

1 神 王子警察署

1. 施設の概要

施設名：王子警察署
 事業主体：警視庁
 所在地：王子3-22-22
 建築年：平成30年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

新築であり、基本的なバリアフリー化が進んでいる施設である。今後改修の必要が生じた場合は、適宜対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 神 王子税務署

1. 施設の概要

施設名：王子税務署
 事業主体：国税庁
 所在地：王子3-22-15
 建築年：昭和40年（平成27年改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

国の施設であるため、基本的には移動等円滑化基準に適合していると認識している。今後は和式大便器の洋式化工事を計画しているため、あわせてトイレのバリアフリー化を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置	■		
	トイレの洋式化	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 神 健康増進センター

1. 施設の概要

施設名：健康増進センター
 事業主体：北区
 所在地：王子5-2-5-101
 建築年：平成6年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレ等のバリアフリー設備は整備されているが、オストメイト対応設備などは整備されていない。大規模改修の具体的な計画はないが、比較的容易な改修については、関係部署と協議を行い対応していく。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道上から建物内の案内施設まで連続した 視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	別館出入口のドアの改修			■
上下移動	階段の両側への2段手すりの設置			■
	多様な利用者に配慮したエレベーターの設置			■
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や わかりやすい案内表示の設置		■	
	WEBなどによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内及び触知案内図の設置			■
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置		■	
その他設備	受付へのローカウンターの設置	■		
	貸出用の車いすやベビーカー等の設置及び案内の表示	■		
	授乳室の設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

▲ 神 王子健康支援センター・北区保健所

1. 施設の概要

施設名：王子健康支援センター・北区保健所

事業主体：北区

所在地：東十条2-7-3

建築年：昭和57年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

竣工から35年が経つため、建物及び設備の老朽化が顕著であり、修繕等は枚挙にいとまがないが、可能な限り移動等円滑化を進めている。今後も利用者の意見等を踏まえて、関係法令及び基準に基づきハード面及びソフト面の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
上下移動	階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調		■	
トイレ	オストメイト対応設備の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	音声案内及び触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 神 旧桜田小学校

1. 施設の概要

施設名：旧桜田小学校
 事業主体：北区
 所在地：王子5-2-8
 建築年：昭和51年（平成30年改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成30年9月から王子第一小学校の改築に伴い、仮校舎として使用しており、バリアフリー化は図られていない。今後も改築ステーションとして、学校改築の際に仮校舎として使用していく予定である。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

6 神 旧清至中学校

1. 施設の概要

施設名：旧清至中学校
 事業主体：北区
 所在地：王子6-7-3
 建築年：昭和46年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、閉鎖管理中である。今後、東校舎は子ども家庭支援センターとして平成31年4月から使用する予定である。本校舎の活用については、検討中である。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(8) 医療施設

② 神 王子生協病院

1. 施設の概要

施設名：王子生協病院
 事業主体：東京ほくと医療生活協同組合
 所在地：豊島3-4-15
 建築年：Ⅰ期棟 平成23年、Ⅱ期棟 平成25年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ハートビル法（現バリアフリー法）に則り、建築設計された建物で、障害者や虚弱者への配慮という点で、ハード面では基本的にクリアしている。今後は、点検の上、不備な点の改善に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段への2段手すりの設置			■
トイレ	低い位置への荷物台等の設置	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 十 中央総合病院

1. 施設の概要

施設名：中央総合病院
 事業主体：医療法人財団明理会
 所在地：東十条3-2-11
 建築年：昭和62年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレ、オストメイト対応設備の整備など基本的なバリアフリー化は図られている。施設の構造上の問題で実施困難な点以外については、すぐに取り組める事業から順次進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）		■	
	屋外のスロープの滑りにくい路面への改修		■	
	裏口のスロープの勾配緩和		■	
建物内通路	スロープ板の境界部の強調	■		
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■

トイレ	JIS規格に適合したボタン等の配置		■	
	低い位置への荷物台の設置	■		
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示の設置		■	
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	エレベーターへの音声案内の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	電光表示や呼び出し受信機の導入		■	
	AEDの低い位置への移設		■	
	車いす使用者が利用しやすい受付の設置		■	
	診察券発行機への映りこみ防止シートの設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 八木病院

1. 施設の概要

施設名：八木病院

事業主体：医療法人慈光会 八木病院

所在地：東十条4-14-8

建築年：病床棟 昭和47年（平成7年改築・平成30年改築）、外来棟 平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

外来棟、病床棟ともに新築及び改築したばかりであり、主要な移動等円滑化には設計士を交えて配慮したが、細かな所で課題がある。今後、建物本体の手直しは資金面で限界があるが、ソフト面では早急に取り組んでいく方針である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	歩道から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
トイレ	フラッシュライト等の設置	■		
案内設備・情報の バリアフリー	ピクトグラムによる案内の表示	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	触知案内図の設置	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	駐車スペースに車いすマークの設置	■		
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置		■	
	貸出用車いすの案内の表示	■		
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
	電光表示や呼び出し受信機の導入			■
人的対応・こころ のバリアフリー	受付・窓口から職員の対応による連続的な誘導への配慮	■	継続 ■	■
	従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑥ ㊦ 梶原診療所

1. 施設の概要

施設名：梶原診療所

事業主体：東京ふれあい医療生活協同組合

所在地：堀船3-29-9

建築年：平成25年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

構造面においては、可能な範囲でバリアフリー対応を実施している。今後は、構造面、費用面で難しい部分はあるが、可能な範囲で対応をしていきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	視覚障害者誘導用ブロックの移設	■		
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具及び案内の設置	■		
駐車場・駐輪場	駐輪が利用者の動線を遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(9) 金融機関等

① 王子本町郵便局

1. 施設の概要

施設名：王子本町郵便局
 事業主体：日本郵便株式会社
 所在地：王子本町 1-2-11
 建築年：昭和38年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

出入口のスロープ設置など車いすで利用できるようになっている。今後、ハード面の整備の予定は無く、人的対応を中心にこころと情報のバリアフリーを推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 三菱UFJ銀行王子支店

1. 施設の概要

施設名：三菱UFJ銀行王子支店
 事業主体：株式会社三菱UFJ銀行
 所在地：王子 1-10-18
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物の構造上、対応が困難なものを除き概ねバリアフリー化が進んでいる。今後、当面はスタッフによる人的対応を中心に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	屋外のスロープの路面の改修			■
	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの改修		■	
建物内通路	主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120cm以上）	■	継続 ■	■
上下移動	エレベーターの改修			■
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置			■
	乳幼児用設備の設置			■
	JIS規格に適合したボタン配置への変更			■

トイレ (つづき)	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置			■
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 王 みずほ銀行王子支店

1. 施設の概要

施設名：みずほ銀行王子支店

事業主体：株式会社みずほ銀行

所在地：王子1-10-17

建築年：新店舗 平成32年（予定）、仮店舗 平成12年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、店舗建替のため、仮店舗（TIC王子ビル）にて営業中である。新店舗は、平成32年1月完成予定で移動等円滑化基準に適合したテナントビルとして建物建設中である。本店舗は完成後にテナントとして入居する予定である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	建替工事による施設のバリアフリー化	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 十 みずほ銀行十条支店

1. 施設の概要

施設名：みずほ銀行十条支店

事業主体：株式会社みずほ銀行

所在地：上十条2-27-13

建築年：昭和53年（平成19年改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターの設置などバリアフリー化が図られている面がある一方で、店舗構造面・費用面の都合上、支店限りで対応困難な項目もある。また、当店は十条駅西口再開発地区の一部になっており、再建築計画が進行中であることから現状での対応は見送る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 王 三井住友銀行王子支店

1. 施設の概要

施設名：三井住友銀行王子支店
 事業主体：株式会社三井住友銀行
 所在地：王子1-16-2
 建築年：昭和40年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

段差の解消など最低限のバリアフリー化は対応済みである。他店舗と合わせた対応をしているが、お客様のご意見、ご要望への対応については随時検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段への2段手すりの設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	行員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑦ 十 東日本銀行東十条支店

1. 施設の概要

施設名：東日本銀行東十条支店
 事業主体：株式会社東日本銀行
 所在地：東十条4-8-12
 建築年：昭和39年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

過去において建物内改修工事を行っているものの、老朽化が進んでいる。お客様が利用可能な1階部分については、特段支障はない。将来的には改築又は大規模改修を検討していく方針である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	■	■	■
	屋外のスロープの路面の改修	■	■	■

案内設備・情報の バリアフリー	音声案内の設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
	筆談用具及び案内の設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
駐車場・駐輪場	国際シンボルマークの設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
その他設備	授乳室やおむつ交換台の設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
人的対応・こころ のバリアフリー	視覚障害者の連続的な誘導への配慮	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑧ 王 きらぼし銀行王子支店

1. 施設の概要

施設名：きらぼし銀行王子支店

事業主体：株式会社きらぼし銀行

所在地：王子2-13-5

建築年：昭和51年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗利用は1階部分のみであり、利用者用トイレは設置されていない。ただし、申し出があった場合は内部トイレをご案内している。今後、直近に大規模改修の予定はないため、軽微な改修や人的対応の推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	滑りにくい舗装への改修		■	
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置		■	
	授乳室やおむつ交換台の設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑨ 王 阿波銀行東京城北支店

1. 施設の概要

施設名：阿波銀行東京城北支店

事業主体：株式会社阿波銀行

所在地：王子2-30-3 ニッセイ王子ビル2階

建築年：不明

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物は賃借であるため、施設のバリアフリー化については当行では対応不可能である。今後は人的支援を継続的に実施していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑩ 神 東京シティ信用金庫東王子支店

1. 施設の概要

施設名：東京シティ信用金庫東王子支店

事業主体：東京シティ信用金庫

所在地：豊島3-19-4

建築年：平成5年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗出入口にはスロープを設置している。今後は、建物の構造上、バリアフリー化が難しい面もあるが、人的対応等職員によるサポート面の推進を図っていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	■	継続 ■	■
	屋外のスロープの舗装の改善	■	継続 ■	■
トイレ	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置		■	
	一般トイレへの機能分散		■	
	JIS規格に適合したボタン配置		■	
トイレ（つづき）	低い位置への荷物台等の設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示		■	

駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置	■	継続 ■	■
	駐輪が利用者の動線を遮らないような配慮	■	継続 ■	■
その他設備	車いす利用者に対応した記入台等の設置	■	継続 ■	■
	貸出用の車いすやベビーカーの設置	■	継続 ■	■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置	■	継続 ■	■
	電光表示や呼び出し受信機の導入	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による連続的な誘導への配慮	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

城北信用金庫梶原支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫梶原支店

事業主体：城北信用金庫

所在地：堀船 3-31-9

建築年：昭和 50 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和 50 年建築の古い建物であり、ハード面においては構造上・費用面から困難な項目が多い。当店舗敷地は都市計画道路の用地買収対象地区となることが判明し、将来移転計画の可能性が発生したため、今後、大掛かりな費用を伴うハード面の改修は難しい。それまでの間は極力、人的対応としていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	衝突防止のためのラインテープの設置	■		
建物内通路	主要な通路での十分な幅員の確保（120 cm以上）	■	継続 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	店舗内案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
駐車場・駐輪場	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による連続的な誘導	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

12 + 城北信用金庫東十条支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫東十条支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：東十条3-15-13
 建築年：昭和53年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和53年建築の古い建物であり、ハード面においては構造上・費用面から困難な項目が多い。店舗内はフラットなスペースが多いため、丁寧な対応や案内など、ソフト面での充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	自動ドアの更新		■	
建物内通路	主要な通路の十分な幅員の確保（120 cm以上）	■	継続 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	店舗内案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による連続的な誘導	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(10) 商業施設

🏠 王 サンスクエア(東武ストア王子店)

1. 施設の概要

施設名：サンスクエア（東武ストア王子店）

事業主体：（共用部）日本製紙総合開発株式会社／（東武ストア王子店）株式会社東武ストア

所在地：王子 1-4-1

建築年：昭和 46 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

（共用部）可能な範囲でバリアフリーに対応するべく改修を行っている。建物の老朽化対応が最優先課題となっているため、バリアフリーへの対応は優先度・重要度を検討して対応したい。

（東武ストア王子店）通路の幅員は 120cm 以上を確保している。売場とレジ後方との段差はスロープを 3箇所設置している。施設のバリアフリー化については、社内にて検討を進める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	段差の解消及び歩道上から連続した 視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	地下 1 階出入口の段差の解消		■	
出入口	（東武ストア・薬局出入口） 車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅員の確保		■	
建物内通路	（東武ストア）スロープの勾配の緩和		■	
	（東武ストア） 主要な通路が物や設備などで狭くならないような配慮		■	
	（東武ストア）段差の解消		■	
	（東武ストア）スロープの増設		■	
上下移動	階段への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調		■	
	エレベーターへの鏡の設置	■		
トイレ	JIS 規格に適合したボタン等の配置		■	
	低い位置への荷物台等の設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
	一般トイレの出入口の段差の解消及び L 型手すりの設置		■	
	（東武ストア）オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置		■	
	（東武ストア）多機能トイレの機能分散		■	
案内設備・情報の バリアフリー	施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置		■	
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供		■	

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	音声案内及び触知案内図の設置		■	
	駐車場エレベーターへの案内の充実		■	
	(東武ストア) 筆談用具の設置及び案内の表示	■		
	(東武ストア) 店舗名の案内の設置		■	
その他設備	(東武ストア) 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	可能な範囲での職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	可能な範囲での施設利用のマナー・ルールについて利用者や 周辺店舗への周知・啓発	■	継続 ■	■
	(東武ストア) 車いす使用者や弱視者に配慮した商品陳列や値段表示		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 神 タジマ王子店

1. 施設の概要

施設名：タジマ王子店
事業主体：株式会社タジマ
所在地：王子 5-2
建築年：平成 3 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレは未設置であり、施設全体としてバリアフリー化されていない。構造上、全面改修を行わなければ対応は極めて困難である。当面は、軽微なハード面での改修や人的対応の推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	出入口から案内施設まで連続した 視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
建物内通路	十分な幅員の確保（120cm 以上）	■		
その他設備	幅広レジレーンの設置		■	
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 神 サミットストア王子店

1. 施設の概要

施設名：サミットストア王子店
 事業主体：サミット株式会社
 所在地：王子6-9-10
 建築年：平成5年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターは整備されているが、車いす使用者用トイレが整備されていないなどバリアフリー対応が図られていない箇所がみられる。バリアフリー整備が実施困難な状況でありため、引き続き、人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 + サミット滝野川紅葉橋店

1. 施設の概要

施設名：サミット滝野川紅葉橋店
 事業主体：サミット株式会社
 所在地：滝野川4-1-18
 建築年：平成18年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどは整備されており、基本的なバリアフリー化は図られている。今後は引き続き、人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑥ 神 サミットストア王子桜田通り店

1. 施設の概要

施設名：サミットストア王子桜田通り店

事業主体：サミット株式会社

所在地：王子5-1-40

建築年：平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなどが整備されており、移動等円滑化基準に適合している。今後は引き続き、人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑦ 王 ホームセンターコーナン王子堀船店

1. 施設の概要

施設名：ホームセンターコーナン王子堀船店

事業主体：コーナン商事株式会社

所在地：堀船1-23-13

建築年：平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

新設された施設であり、移動等円滑化基準に適合している。今後は引き続き、こころと情報のバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
駐車場・駐輪場	障害者等用駐車ますの利用案内の表示	■		
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

8 神 ビバホーム豊島店

1. 施設の概要

施設名：ビバホーム豊島店
 事業主体：株式会社LIXILビバ
 所在地：豊島4-18
 建築年：平成31年予定

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、移動等円滑化基準に適合した施設を施工中である。今後、音声案内や触知案内図の設置については、長期的に対応を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(11) 宿泊施設

② 東横イン京浜東北線王子駅北口

1. 施設の概要

施設名：東横イン京浜東北線王子駅北口
 事業主体：株式会社東横イン
 所在地：王子2-1-1
 建築年：平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

新設された施設であるため、移動等円滑化基準に適合している。今後は引き続き、人的対応の充実を中心にこのころのバリアフリーの推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルールについて利用者への周知・啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(12) 路外駐車場

② 神 タイムズセントラルウェルネスクラブ東十条

1. 施設の概要

施設名：タイムズセントラルウェルネスクラブ東十条

事業主体：タイムズ24株式会社

所在地：東十条1-24-5

建築年：平成16年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす利用者用駐車施設は整備済みであり、基本的なバリアフリー化対応は図られている。今後は、法令改正等で設備の整備が必要となった際には適宜対応を検討する。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 神 タイムズ豊島6丁目

1. 施設の概要

施設名：タイムズ豊島6丁目

事業主体：タイムズ24株式会社

所在地：豊島6-10-12

建築年：平成24年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす利用者用駐車施設は整備済みであり、基本的なバリアフリー化対応は図られている。今後は、法令改正等で設備の整備が必要となった際には適宜対応を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内 通路（屋外）	安全な歩行者動線上への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4. 都市公園特定事業

① 王 飛鳥山公園

1. 施設の概要

施設名：飛鳥山公園

事業主体：北区

所在地：王子 1-1-3

開園：明治6年（平成5年～平成7年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

明治6年の太政官布達により開園した日本で初めての公園のひとつである。平成5～7年に大規模な整備工事を行い、平成21年にはあすかパークレールが供用開始した。園内4つのトイレは全て車いす対応となっているが、そのうちオストメイトが設置されているのは1箇所のみである。今後は施設の改修工事にあわせてバリアフリー化の対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	段差の解消及び幅員の確保			■
出入口 (アスカルゴ)	舗装の補修	■		
	公園案内の電光掲示板の設置			■
	園内混雑時の運転時間延長	■	継続 ■	■
園路	主要園路舗装の改修			■
	幅員の確保（120cm以上）			■
	2段手すりの設置			■
	横断勾配の緩和（3%以下）			■
	段差の解消	■		
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	スロープの設置			■
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイトや広い便房の設置			■
	低い位置への荷物掛けの設置	■	随時 ■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	扉の修繕	■		

案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	随時 ■	■
	筆談用具の設置			■
	見やすい位置への案内板の移設			■
休憩施設	車いす使用者が利用しやすい水飲み場の設置			■
駐車場	発券機または精算機にモニターの設置			■
	車いす使用者が手の届く範囲にボタンがある 自動販売機の設置			■
維持管理	公園施設等の適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 神 東豊島公園

1. 施設の概要

施設名：東豊島公園
 事業主体：北区
 所在地：豊島5-5-15
 建築年：昭和49年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和49年に開園し、現在に至る。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす使用者用トイレのみでオストメイト対応設備や乳幼児用設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■

案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	■	■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 名主の滝公園

1. 施設の概要

施設名：名主の滝公園

事業主体：北区

所在地：岸町1-15-25

建築年：昭和35年（昭和61年～平成元年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和35年に都立公園として開園し、昭和50年に区に移管された。昭和61年～平成元年にかけて大規模改修を実施し、現在に至る。園内には高低差があり、トイレをはじめとする施設及び園路はバリアフリー化されていない。今後、平成33年より実施予定の再整備にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	段差の解消		■	
	車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した 二輪車進入禁止柵の設置		■	
園路	主要園路の改修		■	
トイレ	だれでもトイレの改修		■	
	オストメイト対応設備の設置		■	
	トイレの洋式化		■	
	JIS規格に適合したボタン等の配置		■	
	低い位置への荷物かけの設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	
	大型ピクトサインの設置		■	
休憩施設	筆談用具の設置及び案内の表示			■
	車いす使用者が利用しやすい水飲み場の設置		■	

維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 + 中央公園・中央公園運動場

1. 施設の概要

施設名：中央公園・中央公園運動場

事業主体：北区

所在地：十条台 1-2-1 外

建築年：昭和 51 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和 51 年に開園し、平成 17～20 年で拡張部整備工事を実施し、現在に至る。拡張部を含め園内にはトイレが 5 基あり、うち 3 基は車いす対応となっている。また、平成 30 年度に 2 基のトイレを改修し、車いす対応、オストメイト設置、ベビーシート・ベビーチェアの設置を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	南側出入口の横断勾配の緩和（8%以下）			■
園路	じゃぶじゃぶ池出入口へのスロープの設置			■
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示			■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 王子駅前公園

1. 施設の概要

施設名：王子駅前公園

事業主体：北区

所在地：王子1-7-1

建築年：昭和30年（平成17年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和30年に開園し、平成17年に公園再整備工事を行っている。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす利用者用トイレのみでオストメイト対応設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	主要な園路への視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	スロープの改修（縦断勾配やカーブの緩和）			■
	園路端部への植栽等の配置	■		
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化		■	
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	■	■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

6 音無親水公園

1. 施設の概要

施設名：音無親水公園

事業主体：北区

所在地：王子本町1-1-1先

建築年：昭和63年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和63年に開園し、現在に至る。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす利用者用トイレのみでオストメイト対応設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	園路の改修			■
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示			■
休憩施設	車いす使用者が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

7 神 王子五丁目公園

1. 施設の概要

施設名：王子五丁目公園

事業主体：北区

所在地：王子5-17-26

建築年：昭和47年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和47年に開園し、平成3年にトイレ改修工事を行っている。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす使用者用トイレのみでオストメイト対応設備や乳幼児用設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	段差の解消	■		
	車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した二輪車進入禁止柵の設置			■

園路	主要園路の設置			■
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

8 王子本町公園

1. 施設の概要

施設名：王子本町公園

事業主体：北区

所在地：王子本町2-29-8

建築年：昭和28年（平成2年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和28年に開園し、平成2年に公園再整備工事を行っている。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす使用者用トイレのみでオストメイト対応設備や乳幼児用設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	段差の解消	■		
	車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した二輪車進入禁止柵の設置			■
園路	主要園路の設置			■

トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	■	■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 神 神谷南公園

1. 施設の概要

施設名：神谷南公園
事業主体：北区
所在地：神谷1-32-4
建築年：昭和38年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和38年に開園し、現在に至る。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす使用者対応となっていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	低い位置への荷物かけの設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■

案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置			■
休憩施設	車いす使用者が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

10 神 豊島公園

1. 施設の概要

施設名：豊島公園

事業主体：北区

所在地：王子 6-3-45

建築年：昭和 40 年（平成 5 年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和 40 年に開園し、平成 5 年に再整備を行い、現在に至る。園内 2 基のトイレのうち 1 基は車いす対応のものだが、オストメイト等は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす使用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示			■
休憩施設	車いす使用者が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

11 神 豊島馬場遺跡公園

1. 施設の概要

施設名：豊島馬場遺跡公園

事業主体：北区

所在地：豊島8-27-1

建築年：平成11年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成11年に開園し、現在に至る。視覚障害者誘導用ブロックは設置されているが、出入口の誘導ブロックとは接続していない。トイレは車いす利用者用トイレのみでオストメイト対応設備や乳幼児用設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	車いす利用者用トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置	実施に向け検討 ■ ■ ■		
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

12 王 堀船公園

1. 施設の概要

施設名：堀船公園

事業主体：北区

所在地：堀船2-10-5

建築年：昭和35年（平成10年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和35年に開園し、平成10年に公園再生整備を行っている。また、平成26年度に下水道局工事で占用部分の復旧工事を行っている。視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、トイレは車いす利用者用トイレのみでオストメイト対応設備や乳幼児用設備は設置されていない。施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
園路	園路幅の確保			■
	皿型側溝の改修			■
	幼児用滑り台周りの改修	■		
トイレ	だれでもトイレの改修			■
	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化		■	
	低い位置への荷物かけの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置			■
	トイレの建替え			■
	車いす使用者用トイレの修繕（ドア・手すり）		■	
	非常時回転灯の設置	■		
	トイレの洋式化		■	
	手すりの改修		■	
	触知案内図の設置			■
	乳幼児用設備の設置			■
	案内設備・情報のバリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続	■
	委託業者への指導	■	継続	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

13 王 柳田公園

1. 施設の概要

施設名：柳田公園

事業主体：北区

所在地：王子1-20-1

建築年：昭和28年（平成22年大規模改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和28年に開園し、平成22年度に公園再生整備を行っている。しかし、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。今後、施設の改修工事にあわせて対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	オストメイト対応設備の設置			■
	トイレの洋式化		■	
	低い位置への荷物かけの設置	■	継続 ■	■
	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	大型ピクトサインの設置	■	継続 ■	■
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適正な維持管理	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころ のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5. 交通安全特定事業

(1) 信号機等

1. 概要

検討対象：信号機等

事業主体：警視庁

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も主要な生活関連経路における交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機等	バリアフリー対応型信号機 (音響式や経過時間表示式等)の整備	■	順次 ■	■
	エスコートゾーンの整備	■	必要に応じ実施 ■ ■	
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化	■	順次 ■	■
違法駐車防止のための事業	違法駐車車両の指導取締り等	■	順次 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

歩道がない生活関連経路を設定した場合、横断歩道や信号機等の整備が行えない場合がある。

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

6. その他の事業

(1) タクシー

① タクシー（東京ハイヤー・タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、東京都内におけるユニバーサルデザイン（UD）タクシーは法人で約 1,900 台（平成 30 年 3 月末現在）登録されているが、東京都が平成 28 年度予算にて UD タクシー導入支援として約 61 億円を計上し、購入 1 台あたり 60 万円（国庫補助と併用の場合は約 40 万円）を補助することとなっており、これに国庫補助（60 万円/台）を併せ最大で約 100 万円の補助を受けられることも背景にして、随時 UD タクシーの導入（セダン型タクシー車両からの代替）が進められている。今後は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、都内のタクシー約 5 万台のうちの 2 割にあたる 1 万台の UD タクシー導入を目指している。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシーの導入の促進	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	ユニバーサルドライバー研修の実施	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② タクシー（東京タクシーセンター）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：公益財団法人東京タクシーセンター

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

タクシー業務適正化特別措置法第 34 条に基づき、タクシー運転者の指導、タクシー運転者の研修、タクシー利用者からの苦情処理、タクシー乗り場の設置・運営をしている。タクシー運転者の研修においては、平成 14 年度より介助を必要とする高齢者や障がい者等の接し方や車いすの取り扱い方法などタクシー運転者に向けたバリアフリー対応の旅客接遇に関する教育を導入した。平成 26 年度からは更に研修内容を充実させ、併せて新たにタクシー運転者になる方全員にタクシー運転者に向けたバリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修を義務付けている。引き続きタクシー運転者に向けたバリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修を行っていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・こころのバリアフリー	タクシー運転者のバリアフリー対応・ユニバーサルドライバー研修の実施	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 31 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ タクシー（東京都個人タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人東京都個人タクシー協会

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

個人タクシーは、1人1車（一人の事業者が1台のタクシー車両を所有）の制度であることもあり、現状はほとんどがセダン型である。ジャパンタクシー等のUD車両の情報も事業者に積極的に提供していきたい。平成27年度より、高齢者や障害者に対する基本的知識と接遇等について、タクシー運転者用のユニバーサルドライバー研修（UD研修）を開始しており、引き続きソフト面でのバリアフリーを進めていきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシーの導入の促進に向けた情報提供	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	タクシー運転手のユニバーサルドライバー研修の実施（筆談用具の設置の啓発を含む）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 駅前広場

駅前広場 JR王子駅北口駅前広場

1. 経路の概要

施設名：駅前広場 JR王子駅北口駅前広場

事業主体：東京都建設局第六建設事務所／北区

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

不透水性ブロックの舗装であり、視覚障害者誘導用ブロックは設置されているが、規格が混在している。今後は、各種工事に合わせて適時適切な維持管理や整備を行うとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消	■	随時 ■	■
	自転車走行空間の整備			■
トイレ	フラッシュライト等の設置			■
安全対策	王子駅前公衆便所前の車止めの撤去	■	■	■
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理	■	継続 ■	■
	工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■
普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導	■	継続 ■	■
	自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(3) いっとき集合場所

14 神 紀州神社

1. 施設の概要

施設名：紀州神社

事業主体：紀州神社

所在地：豊島7-15-1

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設の出入口はバリアフリー化されていない。今後は、区のいっとき集合場所に指定されていることを踏まえ、対応に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	設備や植栽などの適切な維持管理	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

15 王 船方神社

1. 施設の概要

施設名：船方神社

事業主体：船方神社

所在地：堀船4-13-28

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。今後は長期的に対応を検討したい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置			■
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置			■
	トイレの洋式化			■
	JIS規格に適合したボタン等の配置			■
	低い位置への荷物台等の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
維持管理	設備や植栽などの適切な維持管理	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成31年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしている。

平成28年度は区民部会委員でこころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有した。さらに、今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいことを話し合い、取組のアイデアを検討した。

また、区民部会による意見交換の内容を踏まえ、下記を基本的な考え方として人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組を具体的に進めていくこととした。

- (1) 区民部会委員が当事者としての気づきを活かし、具体的な活動や検討を行う
- (2) 協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う
- (3) 既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する
- (4) 先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

平成29年度は、特別支援学校へのアンケート調査及びヒアリング調査による当事者の声の収集し、啓発用リーフレットを作成した。また、視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策の検討や、事業者への障害理解の取組として、合同意見交換会での障害理解の実践や協議会でのバギーの周知などを実施した。

平成30年度は、引き続きこころのバリアフリーの基本的な考え方に基づき、下記の取組を実施した。

1. 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握

平成29年度に実施した、当事者がまちで困っていること、配慮してほしいことなどの調査結果を踏まえ、子どもに対して特に重点的に啓発すべき事項を明確にするため、東洋大学や中央大学と協働し、区立小学校の児童に対して、街中での障害者への配慮に関するアンケート調査を実施した。

(1) 調査目的

「人的対応・こころのバリアフリーの推進」に向けて、子どもへの働きかけに関する具体的な方策を検討するにあたり、その検討材料となる子どもの障害者への配慮状況を把握する。

(2) 調査概要

区立小学校 11 校及び他区小学校 1 校の児童を対象に、アンケート調査票を配布した。アンケート調査概要を表 7-1 に示す。

表 7-1 アンケート調査概要

項目	内容			
調査期間	平成 30 年 7 月～10 月			
配布対象	以下の区立小学校 11 校及び他区立小学校 1 校の小学 6 年生 王子小学校、王子第一小学校、王子第二小学校、王子第五小学校、荒川小学校、 豊川小学校、堀船小学校、柳田小学校、東十条小学校、十条台小学校、 としま若葉小学校、他区小学校			
配布数	① 王子小学校	89 名	⑦ 堀船小学校	47 名
	② 王子第一小学校	116 名	⑧ 柳田小学校	29 名
	③ 王子第二小学校	39 名	⑨ 東十条小学校	62 名
	④ 王子第五小学校	30 名	⑩ 十条台小学校	21 名
	⑤ 荒川小学校	20 名	⑪ としま若葉小学校	43 名
	⑥ 豊川小学校	46 名	⑫ 他区小学校	69 名
			合計	611 名
回収数	① 王子小学校	86 名	⑦ 堀船小学校	44 名
	② 王子第一小学校	115 名	⑧ 柳田小学校	31 名
	③ 王子第二小学校	38 名	⑨ 東十条小学校	61 名
	④ 王子第五小学校	29 名	⑩ 十条台小学校	22 名
	⑤ 荒川小学校	20 名	⑪ としま若葉小学校	44 名
	⑥ 豊川小学校	44 名	⑫ 他区小学校	69 名
		合計	603 名	回収率 98.7%
調査項目	① まちでの当事者（車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者）との遭遇の有無 ・ 当事者との遭遇の有無／遭遇場所 ・ 遭遇時の当事者の状況 ・ 当事者に遭遇した際の対応 ② まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること			

(3) 調査結果

調査による主な意見を以下に示す。

【まちでの当事者との遭遇の有無や対応について】

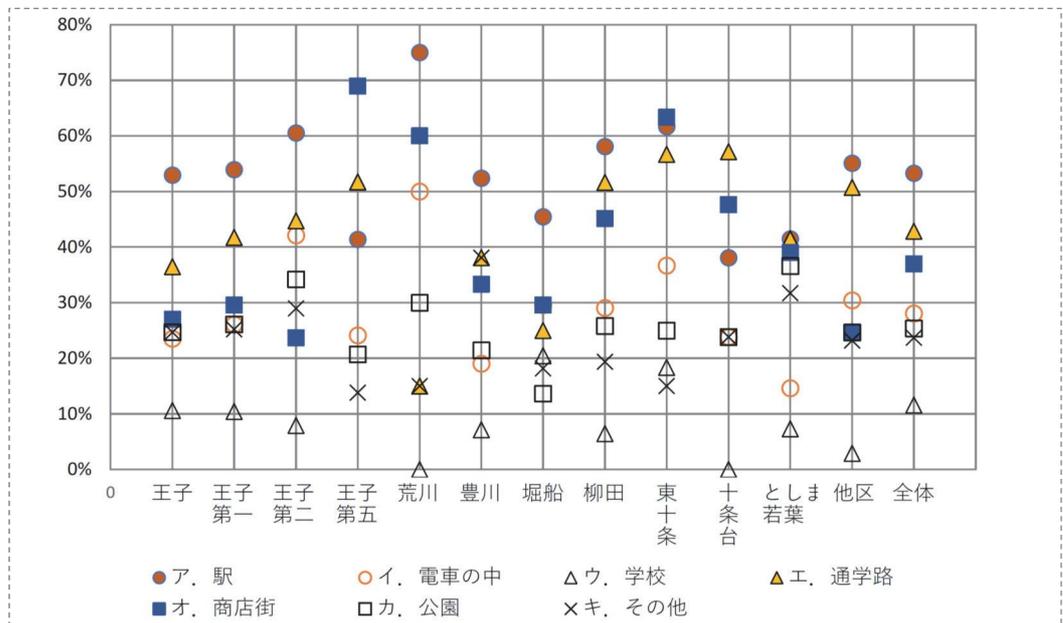
① 車いす使用者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の8割以上の児童が車いす使用者をまちなかで見かけており、学校の立地状況にもよるが、駅で見かける機会が特に多い。

遭遇の有無

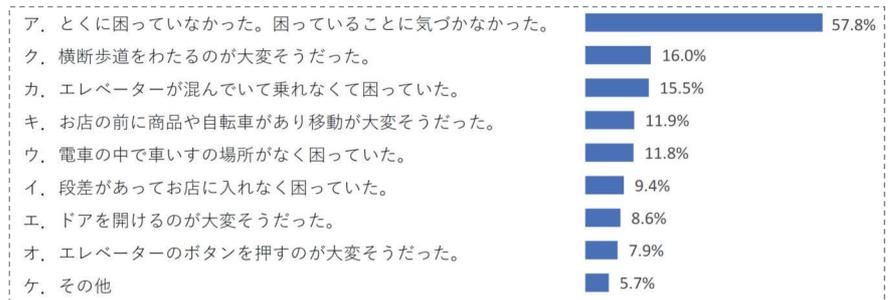


遭遇場所



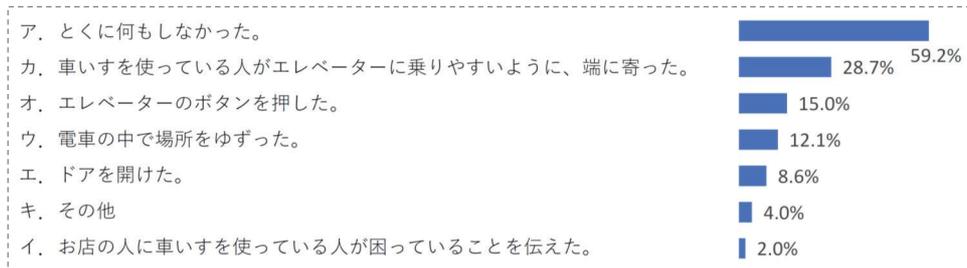
② 遭遇時の車いす使用者の状況

全体の6割程度の児童が、遭遇した車いす使用者は困っていないように感じている。



③ 車いす使用者に遭遇した際の対応

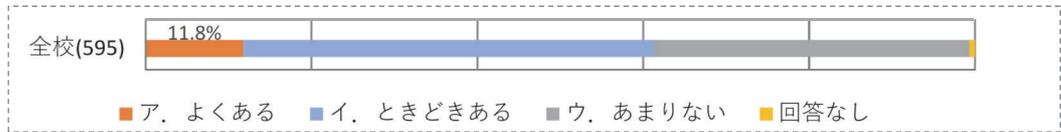
全体の6割程度の児童は特に何もしていないが、3割程度の児童は、エレベーターの乗車時に配慮が伺える。



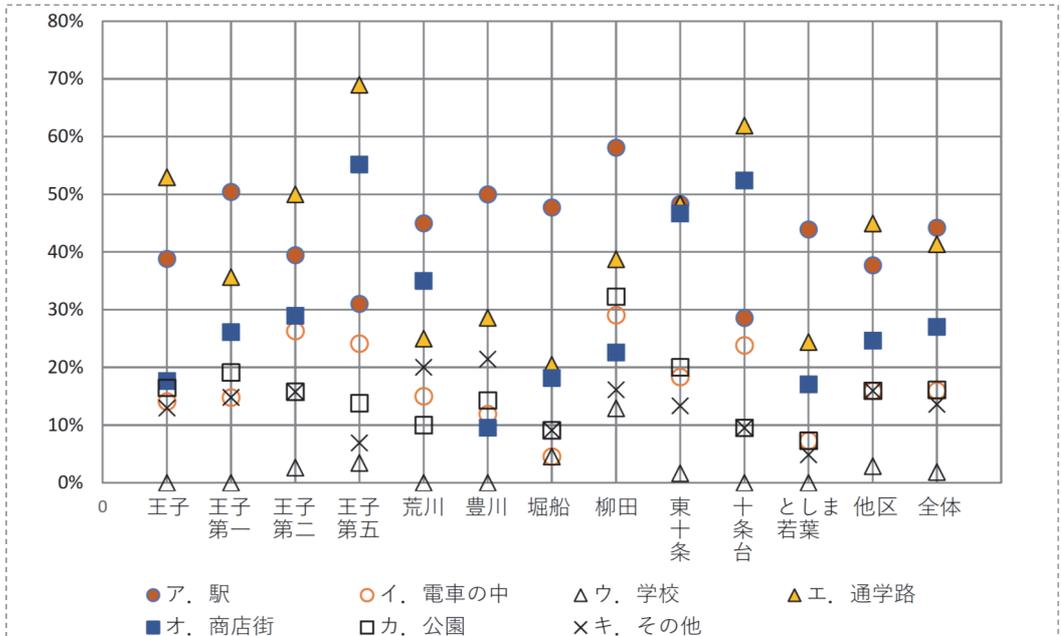
④ 視覚障害者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の6割以上の児童が視覚障害者をまちなかで見かけており、学校の立地状況にもよるが、駅や通学路で見かける機会が特に多い。

遭遇の有無

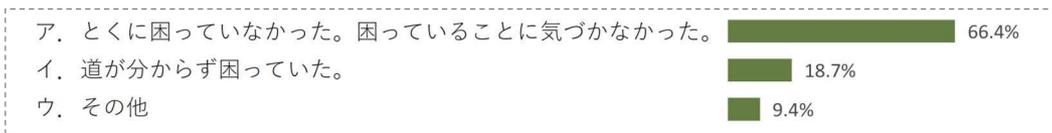


遭遇場所



⑤ 遭遇時の視覚障害者の状況

道がわからず困っていた視覚障害者を見かけた児童は全体の2割程度で、全体の6割程度の児童は遭遇した視覚障害者が困っていないように感じているか、困っていることに気付いていない。



⑥ 視覚障害者に遭遇した際の対応

実際に視覚障害者に対して声をかけたことのある児童は全体の1割程度で、全体の7割程度の児童は特に何もしていない。



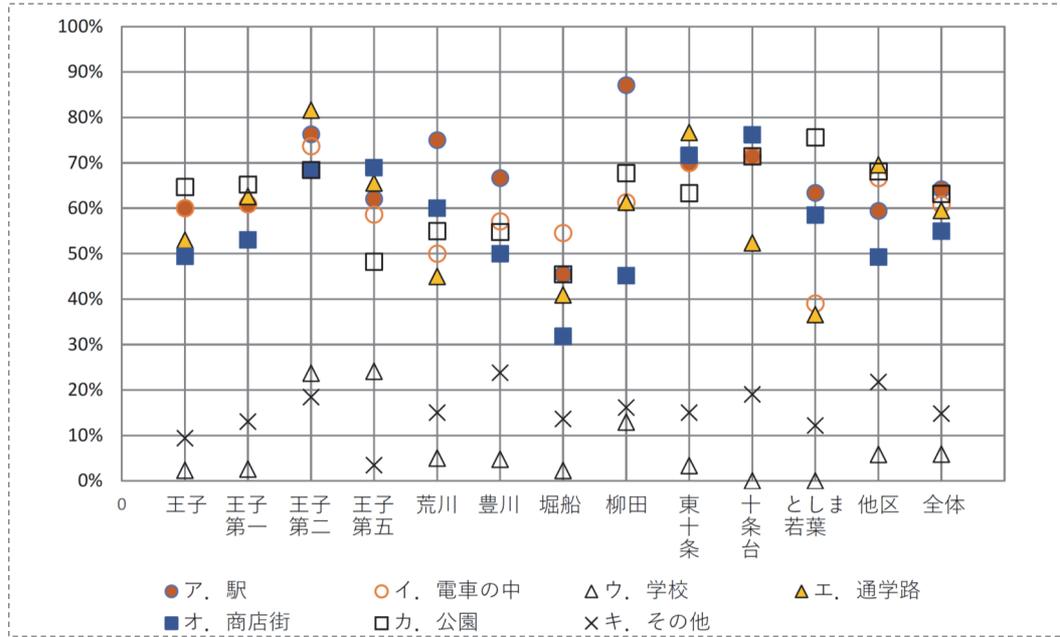
⑦ ベビーカー利用者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の9割以上の児童がベビーカー利用者をまちなかで見かけており、学校外では場所を問わず見かける機会が多い。

遭遇の有無

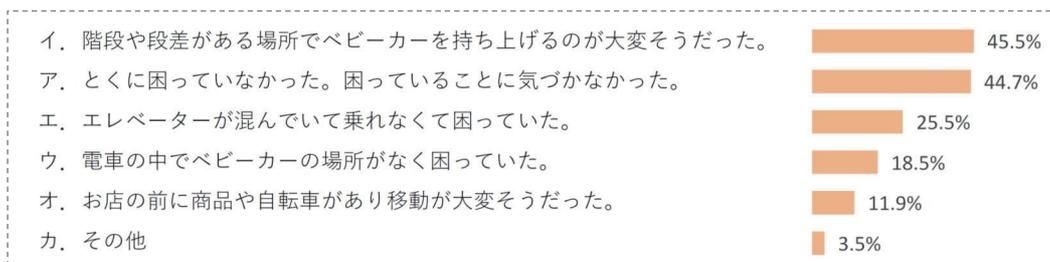


遭遇場所



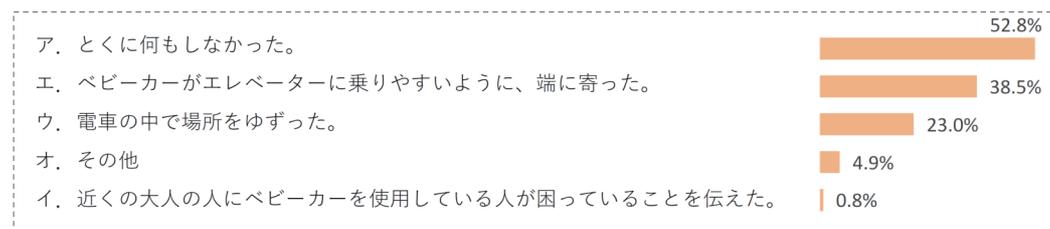
⑧ 遭遇時のベビーカー利用者の状況

階段や段差のある場所でベビーカー利用者が困っているように感じた児童と、見かけたベビーカー利用者は特に困っていないように感じた児童の割合が全体の4割程度と同程度である。



⑨ ベビーカー利用者には遭遇した際の対応

全体の5割程度の児童は特に何もしていないが、エレベーターの乗車時や電車内で何かしら配慮した児童は2割から4割程度いる。



【まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること】

多様な回答は得られたが、ハード面については、段差や上下移動、視覚障害者誘導用ブロックに関する回答が多く、ソフト面では周りの人の手伝いが重要といった回答があった。

(ハード面)

- 段差や坂のある場所で高齢者などの人がつまずいていたので、段差をなくすべきだと思う。
- 駅にエスカレーターは多いが、エレベーターはあまり多くない。
- 視覚障害者誘導用ブロックが途中からなくなっていて、目の不自由な人が大変そうだった。

(ソフト面)

- バリアフリーとは、体の不自由な人などを手伝ってあげるものだと思う。
- まちの皆が、自分がよければすべてよしではなく、一人ひとりが気を遣って、困っている人を助けてあげて、その分、自分自身も助けてもらうことで、まちが良くなると思う。
- 道路などのバリアは変えることが難しいが、困っている人を助けることは気持ち次第でできるので、人の心が一番大事だと思う。

(4) 調査結果の活用

区内の小学生が、まちのバリアフリーに対して様々な視点で目を向けていることがわかったが、実際に当事者が困っていることに気付けない児童や、困っていることに気付いていても、特に何もしなかった、できなかった児童に対して、学校教育での障害理解の促進などにより改善の予知があると考えられる。今後は、協力いただいた小学校の学校長会議など学校関係者が集まる場において、子どもの障害者への配慮状況について共有し、子どもへの働きかけに関する具体的な方策の検討を進めていただくよう働きかけていく。

2. 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討

区の共通の配慮事項にも記載されている「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内の設置」について、図 7-1 のように行先案内表示のある視覚障害者誘導用ブロックを試作し、区民部会・事業者部会合同意見交換会において、試作品に関するアンケート調査を実施した。今後はアンケート結果を踏まえ、試作品を改善するとともに、障害当事者を含む利用者への意見収集を行い、引き続き、実用に向けた検討を進める。

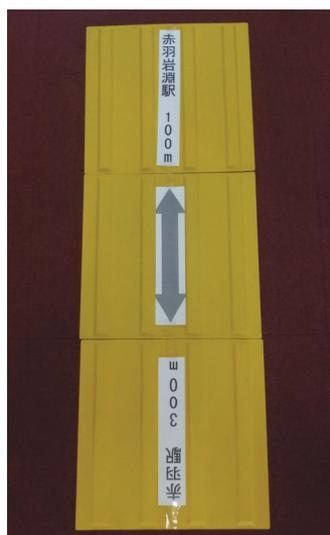
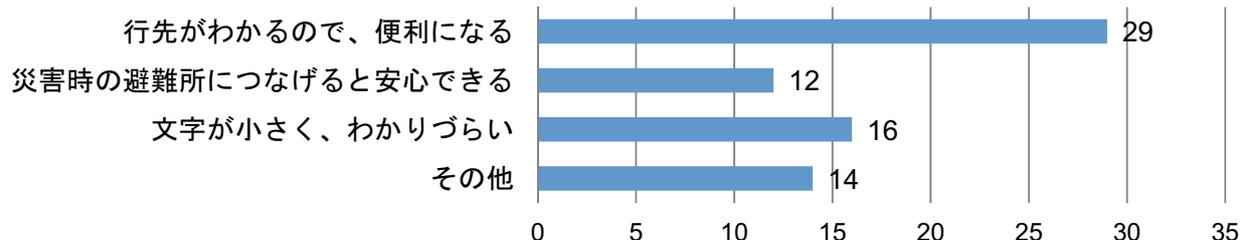


図 7-1 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示

表 7-2 アンケート調査概要

項目	内容
調査期間	平成 30 年 10 月 15 日 (月)
配布対象	区民部会・事業者部会合同意見交換会 参加者
配布数	57 名
回収数	46 名
調査項目	視覚障害者誘導用ブロックを活用した駅や施設への案内表示の試作品に関する意見・感想 【回答選択肢】 ※ 複数回答 <ul style="list-style-type: none"> ● 行き先がわかるので、便利になる。 ● 災害時の避難所につなげると安心できる。 ● 文字が小さく、わかりづらい。 ● その他 (自由記述)



【自由意見】

- 通常の案内の補助的な表示として活用できると思う。表示方法や大きさは再考の余地があると思うが、有用な取組みになるのではないかと。
- 長い動線では効果的かと思う。
- 無いよりは絶対にあつた方がいいと思う。
- 案内表示があることにあまり気付かない。
- 視覚障害者の邪魔にならないのか。
- 案内表示をシールにする場合は、剥がれや経年劣化に対する検討も必要である。

図 7-2 アンケート調査結果

3. 事業者への障害理解の実践

区民部会・事業者部会合同意見交換会において、区民部会委員の井上部会長及び花山委員を講師として、出席した区民及び事業者の方々に視覚障害や肢体不自由の疑似体験をしていただいた。

視覚障害の特性については花山委員より、車いす使用者の特性については井上部会長より解説いただき、各委員のレクチャーのもと、出席者は当事者及びその介助者の疑似体験を行った。参加者には、視覚障害者や車いす使用者が移動するにあたり、どういったことができて、どういった介助が必要なのかなどについて、体験いただき、全体で意見交換を行うことで、相互理解の促進を図った。

表 7-3 実施概要

項目	内容	
日時	平成 30 年 10 月 15 日 (月) 午後 3 時～午後 4 時 30 分	
班	車いす体験班	視覚障害体験班
講師	井上部会長	花山委員
参加者	20 名* (道路管理者、交通事業者、その他希望者)	34 名* (車いす体験班以外の参加者)
体験内容	<ul style="list-style-type: none"> 講師より実践内容の説明 ホール内やエレベーターで移動して、館内外で車いすの操作(段差、傾斜があるところの移動)及びその介助を体験 	<ul style="list-style-type: none"> 講師より実践内容の説明 ホール内(15 階)及び上下 1 階(14 階・16 階)を階段で移動しながら、止まる、曲がる、上り、下りなどの移動及びその介助を体験

※ 参加者数は事務局を除く



図 7-3 障害疑似体験の様子

4. 区民への障害理解の実践

東京都障害者総合スポーツセンターにおいて、区民への障害理解の実践として、障害当事者と民生委員等を対象としたボッチャの体験を実施し、参加者同士の相互理解を深める。

また、ボッチャの体験後、民生委員を中心に希望者を募り、平成 30 年度に改修された東京都障害者総合スポーツセンターを見学する。

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理

地区別構想で定めた特定事業について、バリアフリー法では、事業を位置づけた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し事業を推進することとされている。特定事業計画の作成にあたっては、施設設置管理者等の計画を区が共通のフォーマットでとりまとめる。なお、平成30年度は、滝野川地区におけるすべての施設設置管理者等が作成した特定事業計画をとりまとめた。

また、目標年次に向けては施設管理の担当者等が変更することが想定されるため、まちあるき点検での区民意見等を踏まえた特定事業等設定の経緯が適切に引き継がれるよう配慮する。

地区別構想、特定事業計画の策定以降も、協議会組織を継続し、施設設置管理者等が定める特定事業計画の内容やその進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて利用者の意見などに応じたさらなる改善検討を進める。

2. 基本構想のスパイラルアップ

全体構想に定めたとおり、引き続き、P（計画 plan）D（実施 do）C（評価 check）A（改善 action）のPDCAサイクル*に基づき、進捗状況の把握を行うとともに、バリアフリー法や移動等円滑化基準、ガイドラインなどの改定の動向、施設見学会やまちあるき勉強会等の実施による利用者目線での評価、さらには新たな課題に対する検討を加え、構想の実現化とスパイラルアップに努める。

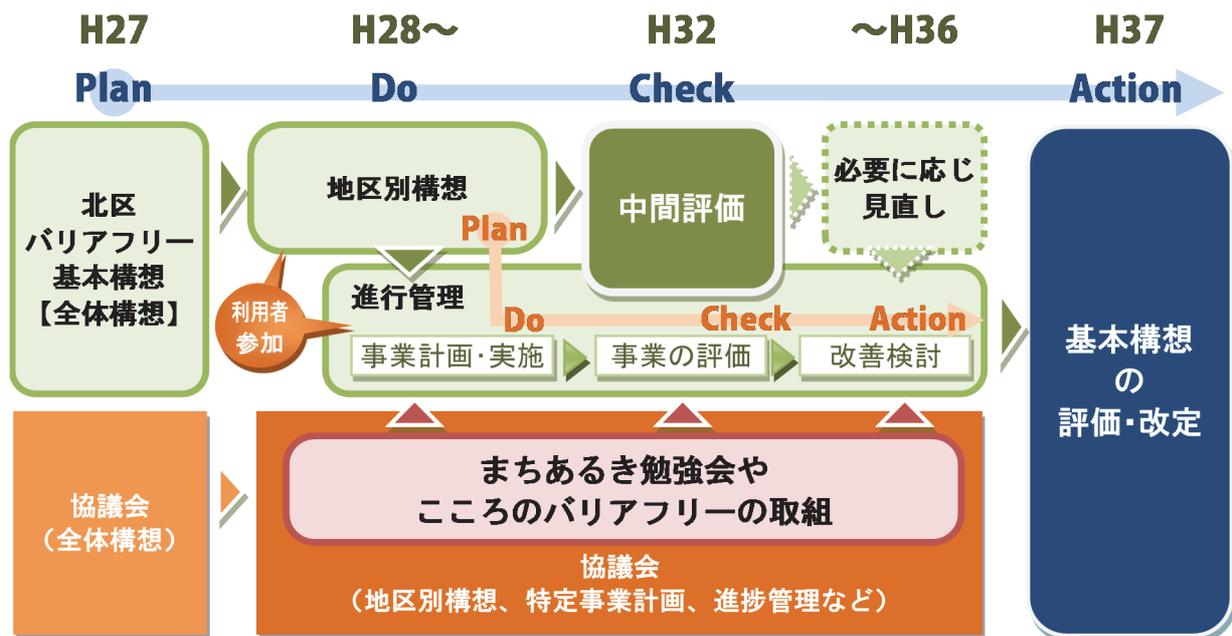


図 8-1 基本構想のスパイラルアップのイメージ

3. 事業実施時における利用者参加の推進（事業のスパイラルアップ）

各施設設置管理者等が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待される。本地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。また、各施設設置管理者等は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。

また、各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。施設設置管理者等は、意見交換会等を実施した場合は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報の蓄積を図る。

各整備段階における取組例と期待される効果を以下に示す。

表 8-1 各整備段階での取組例と期待される効果

整備段階	取組例	取組による効果
企画構想・基本計画	施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認	「あらかじめ配慮する」ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられる
基本設計	設計図や模型等を用いた整備内容の確認	利用者目線で動線や設備配置に不自然な箇所がないか確認できる
実施設計	出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロックなどのより具体的な設計の確認	利用者目線で詳細の配慮事項や設備の使い勝手について確認できる
施工	現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認	利用開始前に利便性や安全性を検証し、必要な改善を加えることができる
運用・管理	完成施設の検証	運用面の変更や簡易な修繕により使い勝手の改善や、必要な人的対応の確認などソフト面の改善ができる
評価	取組全体の評価を行い、区民や事業者へのフィードバックを行う	区全体や関係事業者等への情報の共有・蓄積ができる

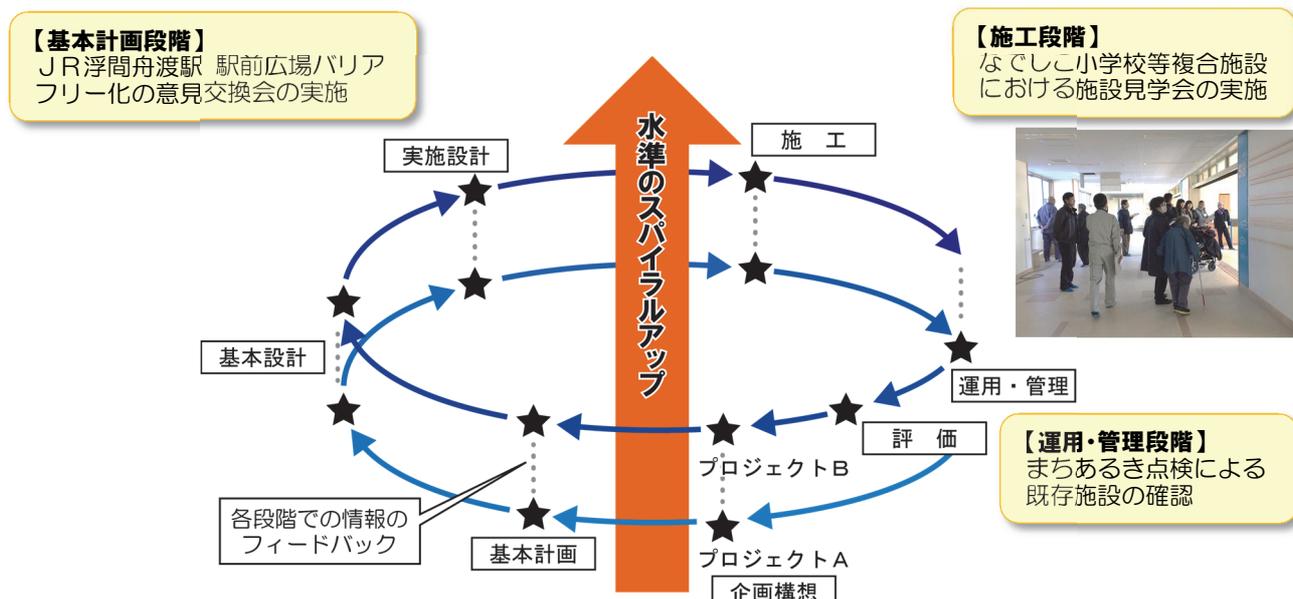


図 8-2 スパイラルアップのイメージ

4. 施設設置管理者等への働きかけ

重点整備地区における特定事業等の検討については、主要な生活関連施設及び主要な生活関連経路を対象に課題を抽出し、施設設置管理者等へ事業の検討を依頼した。その他の生活関連施設や商店街についても、建築物等の種類別に関係者が集まる会議などの場を通じて、基本構想の概要や特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項について周知し、必要な対応や配慮の検討、いつでも安心して使えるよう適切な維持管理を依頼している。バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例によりバリアフリー化が努力義務とされている事項についても、今後も継続的に働きかけを行うことで基本構想の理念を広く伝え、取組の輪を区全体に広めていく。

また、地区内で多数の利用が想定される施設が新設される場合にも、整備にあたっての配慮や施設見学会等での利用者参加による検討を働きかけるとともに、そこへ至る経路への影響の検討、道路整備等との連携の可能性を柔軟に検討できるよう関係者間での情報交換に努める。

5. 利用者への情報提供

協議会で検討する内容やまちあるき点検の結果、利用者から寄せられた意見や要望などをまとめ、北区ニュースや北区ホームページなどを通じて利用者に情報提供し、広く基本構想の取組を周知する。

また、バリアフリー化に向けた工事を実施している現場では、掲示板などによりバリアフリーのまちづくりに係る取組を進めていることをPRし、利用者の身近な所からバリアフリーへの意識啓発を図っていく。



図 8-3 工事現場におけるPRの事例

参考資料

1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿

(1) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

27 北ま都第 1593 号
平成 27 年 8 月 17 日区長決裁
27 北ま都第 1593 号-2
平成 28 年 3 月 30 日区長決裁

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員45名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) 施設管理者
- (5) 交通管理者
- (6) 公共交通事業者
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想の策定及び実施に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等を完了したときは、その結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿 (平成 30 年度)

区分		所属など	氏名
1	学識 経験者	会長 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	高橋 儀平
2		副会長 中央大学研究開発機構	丹羽 菜生
3			日本工業大学工学部生活環境デザイン学科
4	高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子
5		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
6		自立生活センター・北	小田 政利
7		公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎
8		北区視覚障害者福祉協会 (平成 30 年 5 月 7 日から)	遠藤 吉博
9		北区聴覚障害者協会 (平成 30 年 4 月 22 日まで) (平成 30 年 5 月 14 日から)	印南美和子 大八木 剛
10		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
11		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
12		区民	誉田加奈子
13		区民	花山 明弘
14		区民	高岡 和宏
15		北区シニアクラブ連合会	望月 康男
16		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
17		北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦
18		北区商店街連合会	尾花 秀雄
19	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	遠藤 幸
20		東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	長尾 肇太
21		北区政策経営部企画課	筒井 久子
22		北区健康福祉部健康福祉課	田中 英行
23		北区健康福祉部障害福祉課	加藤 富男
24		東京都立王子第二特別支援学校	松本 貴子
25		東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
26		東京都立北特別支援学校	渡邊 涼
27		国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課	五味 康真
28	施設管理者	東京都建設局第六建設事務所補修課	日比野 潤
29		東京都建設局東部公園緑地事務所管理課	小松 典子
30		北区土木部土木政策課	岩本 憲文
31		北区土木部施設管理課	稲垣 茂孝
32		北区土木部道路公園課	佐野 正徳
33	交通管理者	警視庁赤羽警察署交通課 (平成 30 年 9 月 2 日まで) (平成 30 年 9 月 26 日から)	林 秀樹 熊坂 成夫
34		警視庁王子警察署交通課	江口 裕行
35		警視庁滝野川警察署交通課	村山 勉
36	公共交通 事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室	塩ノ谷浩司
37		東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課	村里 誠
38		東京都交通局総務部総合技術調整担当課	新谷 壮明
39		東京都交通局自動車部計画課	野澤 正幸
40		国際興業(株)運輸事業部業務課 (平成 30 年 7 月 15 日まで)	木部 康久
41		国際興業(株)運輸事業部運輸企画課 (平成 30 年 9 月 3 日から)	小平 隆宏
		日立自動車交通(株)バス事業部	西窪 裕光

平成 30 年 11 月 12 日現在 敬称略

(3) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 区民部会 委員名簿

区分		所属など	氏名	
1	学識経験者	日本工業大学工学部生活環境デザイン学科	野口 祐子	
2		中央大学研究開発機構	丹羽 菜生	
3	高齢者、 障害者団体など	部会長 北区障害者団体連合会	井上 良子	
4		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子	
5		自立生活センター・北	小田 政利	
6		公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎	
7		北区視覚障害者福祉協会（平成30年5月7日から）	遠藤 吉博	
8		北区聴覚障害者協会（平成30年4月22日まで） （平成30年5月14日から）	印南 美和子 大八木 剛	
9		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一	
10		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉	
11		区民	花山 明弘	
12		区民	高岡 和宏	
13		区民	誉田加奈子	
14		区民	清水 孝彰	
15		区民	太田 雅一	
16		北区シニアクラブ連合会	望月 康男	
17		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道	
18		北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦	
19		北区商店街連合会	尾花 秀雄	
20		関係行政機関	東京都立王子第二特別支援学校	松本 貴子
21			東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
22	東京都立北特別支援学校		渡邊 涼	

平成30年11月12日現在 敬称略

2. 検討経緯（平成30年度）

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成30年4月26日	(1) 平成30年度の進め方 (2) 地区別構想【王子地区】の検討 （重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路） (3) 特定事業計画【滝野川地区】検討の進め方
2	第1回 区民部会 平成30年4月26日	(1) 平成30年度の進め方 (2) まちあるき点検について (3) こころのバリアフリーの具体的な取組の検討
3	まちあるき点検 平成30年5月28日	東十条駅・豊島・堀船・王子駅東周辺のまちあるき点検及び意見交換
4	まちあるき点検 平成30年5月31日	十条駅・王子駅西・王子神谷駅・十条台周辺のまちあるき点検及び意見交換
5	事業者説明会 平成30年6月11日	(1) バリアフリー基本構想策定の進め方 (2) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について (3) 特定事業の検討について
6	第2回 区民部会 平成30年7月26日	(1) まちあるき点検結果のまとめ (2) 事業者部会への課題の提示について (3) その他（人的対応・こころのバリアフリーの推進について）
7	第1回 事業者部会 平成30年8月8日	(1) 北区バリアフリー基本構想について (2) 区民部会からの提示課題の確認 (3) 対応方針（特定事業案）の作成依頼
8	第2回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成30年9月27日	(1) 区民部会からの報告 (2) 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】（素案）の検討 (3) その他（人的対応・こころのバリアフリーの推進について）
9	第3回 区民部会 第2回 事業者部会 平成30年10月15日	(1) 事業者部会から区民部会への対応方針の説明・意見交換 (2) 「こころのバリアフリーアンケート」に関する取組の中間報告及び意見交換、障害理解の実践
10	第3回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成30年11月12日	(1) 王子地区の地区別構想（案）の検討
11	パブリックコメント 平成30年12月26日 ～平成31年1月30日	パブリックコメントの実施
12	第4回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成31年2月14日	(1) パブリックコメント結果報告 (2) 王子地区の地区別構想（案）の承認 (3) 滝野川地区の特定事業計画とりまとめの報告 (4) 次年度以降の進め方

3. バリアフリー法の概要

(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

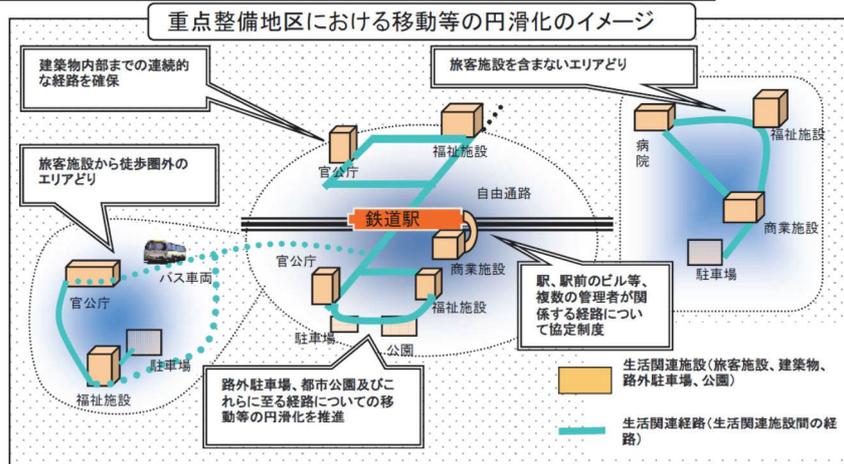


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



4. バリアフリー法の改正概要

(出典：国土交通省「改正バリアフリー法について(改正概要)」)

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含んだ**一億総活躍社会の実現**の必要性

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者の
バス利用に係る
介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

- 全市町村の約2割(294/1,741)
- 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)

[H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

- ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

当事者の参画する協議会の活用等により
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリースイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(付バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

5. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 →下表参照

(2) 施設設置管理者が講ずべき措置

適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

(3) 基本構想の指針

重点整備地区における移動等円滑化の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 ・作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
---------------------	--

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりにくい聴覚、内部、精神、発達障害など障害には多様な特性があることに留意する必要性を明示
-------	---

表 各施設などの移動等円滑化の達成目標

		H32 年度末までの目標 (全国値)	
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人/日以上を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 	
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> ・約 70% 	
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人/日以上を原則100% ・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	乗合バス	ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> ・約70% (リフト付きバス等を除く)
		リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> ・約 25%
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> ・約 28,000 台 	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 100% 	
都市公園	特定公園施設 (園路・広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・約 60% 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・約 60% 	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・約 45% 	
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・約 70% 	
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・約 60% 	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 100% 	

6. 用語集

あ 行

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動または施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成30年月31日改正）

→概要は参考資料4を参照

■WEB

World Wide Webの略称。インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム。相互に関連する一連のページの集合体をWEBサイトと呼ぶ。

■エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■LGBT

lesbian, gay, bisexual and transgenderの略称。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者のことを指す。

■オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■オストメイト対応設備

トイレなどでオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

か 行

■改正バリアフリー法

平成30年11月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。→詳細は参考資料3・4を参照

■ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。→詳細は第5章の表5-1を参照

■経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■合成勾配

横断勾配（進行方向に対して垂直方向の勾配）と縦断勾配（進行方向に対して水平方向の勾配）を合成した勾配。

■交通政策基本法

平成 25 年 12 月 4 日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体などの果たすべき役割などを定めている。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

■こころのバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用などを妨げないこと、高齢者、障害者等の移動及び施設利用を手助けすることなどの支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

さ 行

■サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面などに設置される、線状、点状の突起をもったブロック。

■施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■自転車通行環境整備

自転車が通行するための道路、または道路の部分を整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

あらゆる障害を持つ人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 年の第 61 回国連総会において採択された。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

■障害の社会モデル

障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。

■触知案内図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の PDCA サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

た 行

■多機能トイレ

車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、オストメイト、乳幼児同伴者などの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

【留意点】近年、多機能トイレに、子ども連れなどの利用が集中して、車いす使用者が使いにくくなっているという指摘がある。国土交通省では、これらの指摘を踏まえて、多機能トイレの機能を分散し、車いす使用者用便所と乳幼児用設備を区分する方針を打ち出している。やむを得ず多機能トイレを設置する場合は、施設用途や規模を十分に考慮して検討することが重要である。

■超高齢社会

世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、総人口に対する65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）について、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■東京都福祉のまちづくり条例

平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

■特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

■特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な 行

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

■ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■パブリックコメント（意見公募）

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー

障害者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。→概要は参考資料 3 を参照。

■バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号。

■PDCAサイクル

⇒スパイラルアップ。

■筆談用具

聴覚障害者と筆談によるコミュニケーションをとる際に用いる器具。磁気式のメモパッドや感圧式の電子メモパッドなどのタイプがある。

福祉タクシー

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

や 行

■有効幅員

歩道や通路などの総幅員から、歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員を除いた幅員。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】

平成31年3月発行

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課
〒114-8508
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03-3908-9152

刊行物登録番号

30-X-XXX

資料内の地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30都市基交著第34号

